

第1章

レバノンの政治制度、政治体制、政治構造 ——第二共和制を中心に——

青山 弘之

要約：

本章は、駐留シリア軍の完全撤退に伴う第二共和制レバノンの政治変動が政党に及ぼした影響を論じるための前段階として、同国の政治制度、政治体制、そして政治構造を概観し、それらが政党活動をいかに規定しているかを解明することを目的とする。第1節では、「宗派主義」、「多極共存型民主主義」と称されるレバノンの政治制度、政治体制を解説する。第2節では、「垂直関係」と「水平関係」を軸とし、「権力の二元的構造」のもとで安定的に機能してきた（実効支配下の）同国の政治構造を分析する。そして第3節では、レバノンの政党の実態を、政党の法的地位、先行研究における分析、そして国民議会選挙時とそれ以外の時期（平時）の活動に着目することで明らかにする。

キーワード：

宗派主義 政治構造 ブロック リスト 連携ポリティクス

はじめに

本章は、IV-15「政治変動下の発展途上国の政党——地域横断的研究——」研究会が対象とする地域の一つである中東における政治変動と政党の関係を解明するための事例研究の中間報告である。

2001年の9・11事件以降、中東は「対テロ戦争」と「民主化」を掲げるジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）米政権の覇権主義の格好の標的となり、アフガニスタン、イラク、パレスチナ・イスラエル、レバノンなどで、

体制転換、ないしはそれに匹敵する劇的な政治変動が生じた。本研究会が対象事例とするイラクとレバノンを見ると、前者は2003年3月のイラク戦争によって権威主義的なサッダーム・フセイン (Ṣaddām Ḥusayn)¹ 政権が瓦解したものの、その後米軍が指導する外国軍の占領支配のもとで治安が悪化し、事態は内戦の様相を呈している。一方後者は、2005年2月のラフィーク・ハリリー (Rafīq al-Ḥarīrī) 元首相 (当時前首相) 暗殺事件を機に独立インテリファダ (intifāḍa al-istiqlāl、杉の木革命 [Cedar Revolution]) が発生し、権威主義国家シリアの実効支配から脱却したものの、その後内政は混乱し、国家としての機能を事実上停止してしまっている。

以上のような両国の政情は2000年代の中東における政治変動の典型とも言えるものであり、そこには以下のような共通点を見出すことができる。第1に、権威主義体制 (ないしは権威主義国家の実効支配) から非中央集権型の民主主義的体制への体制転換 (ないしはそれに匹敵する劇的な政治変動) が、一方で政党活動の活性化をもたらしつつも、他方で政治そのものを不安定化させるという点である。第2に、こうした政治 (ないしは社会) のありようが、良い意味でも悪い意味でも「宗派主義」(ṭā'ifiya) という言葉で解釈される傾向にあるという点である。

こうした点を踏まえ、筆者および第2章筆者 (山尾大) は、以下のような共通の問題性 (ishkālīya) を前提として、イラクとレバノンの事例研究に着手した。

- ①対象国における近年の政治変動は、「宗派主義」と形容される制度、ないしは現実と政治の関係にどのような変化をもたらしたか。
- ②「宗派主義」と政治の関係の変化はいかにして対象国の政治的安定を揺るがしたか。
- ③対象国の政治変動は政党の活動 (そしてイデオロギー) をどう変化させ、

¹ 本章および第2章における外国語 (アラビア語) の固有名詞のカタカナ表記およびローマ字転写は、慣例 (とりわけ地名) を除き、大塚・小杉・小松 [2002: 10-15] の転写法に従った。

それによって政党はいかなる利益、不利益を受けたか。

以上の問題性のもと、本章が対象とするレバノンの分析にあたっては、2000年代半ばにおける同国の政治変動を、政治体制、政治制度、そして政治構造の変容の説明を通じて把握することにした。また政党活動に関しては、2006年7月から8月にかけてのレバノン紛争以降にめざましい台頭を遂げたヒズブッラー (Ḥizb Allāh、ハサン・ナスルッラー [Ḥasan Naṣr Allāh] 書記長) と、同党が自由国民潮流 (al-Tayyār al-Waṭanī al-Ḥurr、ミシェル・アウン [Mīshāl ‘Awn] 代表) やアマル運動 (Ḥaraka Amal、ナビーフ・ビッリー [Nabīh Birrī] 書記長) とともに主導する政治同盟、3月8日勢力 (Quwā al-8 Ādhār) の動静を中心に精査することにした。

以下各節では、2009年度末に脱稿予定の最終成果を作成するための前段階として、2000年代半ばのレバノンの政治状況に関する基礎情報を示し、政党活動が展開される外的環境を把握する。第1節では、レバノンの政治体制、政治制度を概観することで、「第二共和制」(al-jumhūrīya al-thāniya) と呼ばれる同国の現下の政治的現実がいかなるものかを明らかにする。第2節では、レバノン内戦後に確立した「ターイフ体制」(nizām al-tā’if) と称される政治秩序のもとでの政治主体間の関係の変化を「政治構造」という概念を用いて解明する。そして第3節では、レバノンの政党の実態を、政党の法的地位、先行研究における分析、そして国民議会選挙時とそれ以外の時期(平時)の活動に着目することで明らかにする。

第1節 宗派主義制度に基づく多極共存型民主主義体制

キリスト教とイスラーム教の各宗派(レバノンの宗派別人口構成については表1を参照)がモザイクのように混住するレバノンでは、建国(1920年8

表1 レバノンの公認宗派の人口比

| 公認宗派 | | 割合(%) | | | |
|--------|---------------|-----------|------|-----------|------|
| | | 1932年(統計) | | 1990年(推計) | |
| イスラーム教 | スンナ派 | 22.4 | 48.8 | 24.0 | 65.0 |
| | シーア派(12イマーム派) | 19.6 | | 35.0 | |
| | ドゥルーズ派 | 6.8 | | 5.0 | |
| | アラウィー派 | — | | 1.0 | |
| | イスマーイーリー派 | — | | — | |
| キリスト教 | マロン派 | 28.8 | 49.9 | 21.0 | 35.0 |
| | ギリシャ正教 | 9.7 | | 7.0 | |
| | ギリシャ・カトリック | 5.9 | | 4.0 | |
| | シリア正教 | 0.3 | | — | |
| | シリア・カトリック | 0.3 | | — | |
| | アルメニア正教 | 3.2 | | 3.0 | |
| | アルメニア・カトリック | 0.7 | | — | |
| | カルディア・カトリック | 0.1 | | — | |
| | プロテスタント | 0.9 | | — | |
| | ネストリウス派 | — | | — | |
| | ローマ・カトリック | — | | — | |
| | コプト教 | — | | — | |
| ユダヤ教徒 | 0.4 | | — | | |
| その他 | 0.9 | | — | | |

(出所) Harris [1999: 84] ; Hourani [1945: 121] ; al-Rāfi‘ī [1983: 30-33] ; Zayn al-Dīn [2003: 20-21] をもとに筆者作成。

(注) レバノンではフランス委任統治時代の1932年に人口調査が実施されて以降、公式の人口統計は発表されていない。

月31日にフランス委任統治領レバノンとして正式に成立、1943年11月22日に独立)以来、「宗派主義」制度²という特殊な制度のもとで、「多極共存型民主主義」(consociational democracy、Lijphart [1977: 147-150])体制が敷かれてきた。この制度・体制は1861年に作成された組織規約(règlement organique)³によってその萌芽がかたち作られ、1943年9月19日の国民協約(al-Mīthāq al-Waṭānī)⁴をもって確立した。

² この制度はアラビア語では通常、「宗派(的)体制」(al-nizām al-tā’ifi)、「宗派的支配」(al-ḥukm al-tā’ifi)と呼ばれる。だがそれは政治学における「政治体制」の範疇に含まれるものではなく、「政治制度」の一変種とみなされるべきであるため、本章では「宗派主義」、ないしは「宗派主義制度」と呼ぶ。

³ 組織規約の内容については黒木 [1990: 312-313] を参照。

⁴ 国民協約はマロン派の指導者ビシャーラ・フーリー(Bishāra al-Khūrī)大

宗派主義制度はレバノンをキリスト教諸派、イスラーム教諸派といった雑多な宗派共同体からなる分節的な社会とみなし、それらを公認宗派（現在その数は 18 におよぶ）として認定したうえで、人口比に従って公的ポストを配分することを原則とする。この原則のもと、独立後のレバノンではフランス委任統治時代の 1932 年に実施された人口統計に従い、中央官庁、地方自治体、軍などのポストが各宗派に配分されてきた。例えば、国民議会の議席配分の比率はキリスト教徒とイスラーム教徒が 6 対 5 とされ、そのうえで各宗派に議席が振り分けられた。また大統領、首相、国民議会議長の三つ「長」(ra'īs)⁵にはそれぞれ、マロン派、スンナ派、シーア派が就くことが慣例化され⁶、それぞれの権限も人口比に応じるかたちで設定された。とりわけ大統領は、行政権を事実上独断的に行使できるだけでなく（憲法⁷第 17 条）、国際条約の交渉・批准権（第 52 条 [1943 年 11 月 9 日修正条項]）、首相・内閣の指名・任命権（第 53 条）、国民議会の解散権（第 55 条）などを握り、首相と国民議会議長に対する優位を保障された。

統領とスンナ派の指導者リヤード・スルフ (Riyād al-Ṣulḥ) 首相の間で交わされた口頭合意で、その内容は以下 3 点に要約できる。①レバノンは完全な独立主権国家である。キリスト教徒は外国（とりわけ西欧、フランス）の庇護を求めたり、レバノンを外国の影響下に置こうとしない。その代わりイスラーム教徒はシリアとの政治的連合、あるいはアラブ諸国との合邦を試みない。②レバノンは「アラブの顔」(wajh 'arabī) を持った国家としてアラブ世界の一部分をなし、アラブ世界との協力関係を維持しつつも、西洋との文化的・精神的な関係を維持する。③1932 年の統計の人口比に沿ったかたちで、主要宗派に公的ポストを配分する (Collelo [1989: 20-21] ; Qubain [1961: 17-18] ; Solh [2004: 203-211] ; Zisser [2000: 57-67])。

⁵ アラビア語で、大統領は「ra'īs al-jumhūrīya」（共和国の長）、首相は「ra'īs majlis al-wuzarā'」（内閣の長）、国民議会議長は「ra'īs al-majlis al-niyābī」（国民議会の長）という。

⁶ それ以外にも、副首相職と国民議会副議長職をギリシャ正教徒に割り当てることなどが慣例化された。

⁷ レバノン憲法は 1926 年 5 月 23 日に公布され、1927 年 10 月 17 日、1929 年 5 月 8 日、1943 年 3 月 18 日、1943 年 11 月 9 日、1943 年 12 月 7 日、1947 年 1 月 21 日、1990 年 9 月 21 日、1995 年 10 月 19 日、1998 年 10 月 13 日、2004 年 9 月 4 日、と本稿脱稿時まで 10 回改正されている。

レバノン社会の特徴でもある宗教・宗派の多様性は、中東、とりわけ東アラブ地域（マシュリク・アラビー [al-mashriq al-‘arabī]）⁸に共通しており、そこでの政治（より具体的に言うと権力の配分状況）に何らかのかたちで反映されている。例えば、シリアでは、宗教・宗派、民族・エスニック集団の多様性（そしてそれに起因する亀裂）がフランス委任統治当局によって強調されたことへの反発として、超越的なアラブ性（‘urūba、アラビア語を母語とするアラブ人としてのアイデンティティ）をもって国民統合や統治の正統化がなされてきた。だが、公的ポストの配分には宗派バランスが非硬直的かつ暗黙のうちに考慮され、国家（機関）に社会を網羅的に代表させようとする試みがなされてきた（ないしはそうしたイメージ作りがなされてきた——例えばŠadiq [1993: 97-98] を参照）。また第2章が分析対象とするイラクでも、フセイン政権時代にはシリアと同様のポスト配分がなされ（酒井[2003]）、また同政権崩壊後の「民主化」の過程においては、宗派（さらには民族・地域）的多様性に起因する亀裂が大きな意味を持つようになっていく（あるいは大きな意味をなすと認識・宣伝されるようになっていく）。しかしこれらの国々において、宗派に起因する社会の分節的状況は超克されるべきものと捉えられ、宗派主義は非公的（非制度的）に政治に作用しているに過ぎない。そしてこの点において、これらの国々の宗派主義は、宗派の多様性を制度化・硬直化したレバノンとは異なっているのである。

レバノンの宗派主義制度は独立当初は比較的順調に機能し、1950年代、60年代にかけて、同国は「中東のスイス」、首都ベイルートは「中東のパリ」と評されるほどの繁栄を享受した。たが、公的ポストを硬直的に配分する同制度は、人口構成の変化（とりわけシーア派の人口増加）やパレスチナ人の流入（とりわけ1967年の第3次中東戦争以降のパレスチナ難民、政治組織の避難・流入）などに対応しきれず、国内の社会的・経済的格差と不和を次第に助長し、1975年の内戦勃発をもってその制度的限界を露呈した。15年に及ぶ

⁸ 本研究会が対象事例とするレバノン、イラクの他、シリア、ヨルダン、パレスチナ・イスラエル、トルコ南部を包摂する地域の呼称。

内戦の経緯については紙面の制約上ここでは詳述しないが、これによってレバノンには国内のさまざまな政治組織・民兵の権力闘争の場となるだけでなく、シリア、サウジアラビア、イスラエル、パレスチナ人、米国、フランスなどといった外国勢力の利害が衝突し合う主戦場と化し、国土は荒廃した⁹。

レバノン内戦は、1989年10月22日にレバノン国民議会議員がサウジアラビアのターイフで合意・署名した国民和解憲章（通称「ターイフ合意」、*“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī”* [1989]）の発効（1989年11月5日）と、1990年10月13日の解放戦争（アウン前国軍司令官 [現国民議会議員] がシリア軍の駐留に意義を唱えて指導した戦闘）の終了をもって終結した。そして、大統領選出（1989年11月5日のルネ・ムアウワド [Rīnīh Mu‘awwad] 大統領選出 [11月22日暗殺]、および11月24日のイリヤース・ヒラーウィー [Iliyās al-Hirāwī] 大統領選出）、国民和解内閣発足（1989年11月25日の第3次サリーム・フッス [Salīm al-Ḥuṣṣ] 内閣発足）、憲法改正（1990年9月21日法律第18号施行）をもって、レバノンは「ターイフ体制」と呼ばれる政治秩序のもとにその身を置くことになった。その特徴は以下3点にまとめることができる。

ターイフ体制の第1の特徴は、「体制「[そのもの]の」変化でなく、体制「内」変化」(change *in* regime, not change *of* regime——el-Husseini [2004: 241]) を通じた「第二共和制」の確立である。これは具体的に二つの制度改革をもって実現した。第1に、キリスト教徒とイスラーム教徒の公的ポスト配分を6対5から1対1に是正することによる宗派主義制度の修正である（*“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī”* [1989: I-2-A5]、憲法第24条 [1990年9月21日修正条項]）。これに基づき、例えば国民議会の議席は、1991年5月23日法律第51号¹⁰によって、キリスト教徒とイスラーム教徒の議席が同数となっ

⁹ レバノン内戦の詳細に関しては Abraham [1996]、Hanf [1993]、Fisk [2000] などを参照。

¹⁰ 同法により、国民議会の定数は99人から108人へと9議席（スンナ派2議席、シーア派3議席、ドゥルーズ派2議席、アラウィー派2議席）増やさ

た。また閣僚ポストも「宗派は組閣において公正に代表される」との憲法第95条（1990年9月21日修正条項）の規定によって、キリスト教徒とイスラーム教徒に均等に配分されるようになった。ターイフ合意は内戦勃発の主要な要因である宗派主義制度の廃止を「国民的・基本的目標」と掲げてはいたが、実際にはこのような若干の修正をもって同制度は温存されたのである。

第2に、首相・内閣への行政権の移譲、国際条約の交渉・批准や首相指名への首相、ないしは国民議会議長の介入（同意、協議）などを通じた、大統領権限の制限である（“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī” [1989: I-2-A, B, C, D]、憲法第17、18、24、33、44、52、53、57、95条 [1990年9月21日修正条項]）。これにより、大統領、首相、国民議会議長が権力行使を相互承認・監視し合う「トロイカ」体制が確立した。

この二つの制度改革は、建国以来の「厳格」な政策決定の仕組み¹¹とあいまってレバノン政治から自律性を奪った。レバノンでは、国家にとって重要度の高い「基本問題」の国民議会や内閣での承認には3分の2以上の賛成が必要とされる。例えば、国民議会の採決に関して、憲法第34条（1927年10月17日修正条項）には「定数の過半数以上の出席がなければ、会合は成立しない。法案は投票数の過半数以上 [傍点筆者、以下同じ] で可決する」と記されているが、正副議長の不信任、大統領の選出、そして憲法改正は例外とされ、憲法ではそれぞれ以下の通り規定されている。

「国民議会は、正副議長選出2年後の開会時に、一度だけ兩名を不信任できる。これは議員10人以上の請願に基づき、議員総数の3分の2以上の

れ、キリスト教徒とイスラーム教徒の議席数が同数となった。なお現在の国民議会（定数128議席）の議席配分については表4を参照。

¹¹ Wikāla Akhbār al-Sharq al-Jadīd, October 31, 2007によると、「基本問題」の国民議会や内閣での閣議了承に3分の2以上の賛成を必要する現下のレバノンの採決の仕組みは、フランス委任統治時代に確立した。委任統治時代、レバノン国民議会議員は、3分の2が選挙によって選出され、残る3分の1が政府任命であったが、フランスはこの3分の1の議員が拒否権を発動できる採決の仕組みを整備することで、委任統治支配の維持をめざしたのである。

多数により可決される」(第 44 条 [1927 年 10 月 17 日修正条項])。

「大統領は国民議会による秘密投票により、第 1 回投票で 3 分の 2 以上の多数で選出される。その後の投票では過半数によって選出される」(第 49 条 [1929 年 5 月 8 日修正条項])。

「憲法改正に関わる法案が国民議会に提出された場合、国民議会は定数の 3 分の 2 以上の議員が出席しなければ、審議・採決を行えない。また採決は定数の 3 分の 2 以上の多数により決する」(第 79 条 [1927 年 10 月 17 日修正条項])。

他方、閣議での採決に関して、憲法は以下の通り定めている。

「閣議は 3 分の 2 以上の閣僚の出席をもって成立する。閣議決定は合意による。合意が不可能な場合は採決を行い、出席者の過半数以上の賛成をもって決定する。基本問題は全閣僚の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。基本問題は以下の通りである——憲法改正、非常事態令の発令・解除、宣戦および和平、総動員令、国際的な合意および条約 [の締結]、国家予算案 [の作成]、包括的・長期的な開発計画 [の策定]、第 1 級公務員もしくはそれに相当する者の任命、地方行政区画の再編、国民議会の解散、選挙法案、国籍法案、家族法案 [の作成]、閣僚の免職」(第 65 条第 5 項 [1990 年 9 月 21 日修正条項])。

「基本問題」の承認に係るこうした制約は、これらの問題をめぐって対立が先鋭化した際の政策の決定や実施を困難にしている。レバノンでは、特定の政治主体が国民議会や内閣において過半数のポストを掌握し、多数派を形成し得たとしても、国政における最終的決定権を握ったとは言えない。一方、少数派は「拒否権を発動できる 3 分の 1」(thulth mu'attal、ないしは「安定的 3 分の 1」[thulth dāmin]) のポストを確保できれば、多数派の政策を阻止できるのである。

ターイフ体制の第 2 の特徴はレジスタンス (muqāwama) による特例的な

武器保有の是認である。ターイフ合意は、国内の政治勢力間の戦闘再発を防止するという観点から、「すべてのレバノン系および非レバノン系民兵は解体を宣言し、その武器をレバノン国家に引き渡す」(“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī” [1989: II-1]) と規定し、民兵の武装解除を定めた。しかしイスラエルがレバノン南部一帯(いわゆる「レバノン南部」[janūb lubnān]、2000年5月解放)とシャブアー農場を占領するなか、その解放を目的とした武装闘争は、「イスラエルの占領からレバノン全土を解放するため…必要なあらゆる措置を講じることが…主権を回復するうえで求められる」(“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī” [1989: III-C]) という文言によって正当化された。これに基づき、ヒズブッラーが指導するレジスタンス組織「レバノン・イスラーム抵抗」(al-Muqāwama al-Islāmīya fī Lubnān) やパレスチナ人組織は民兵組織と区別されて武器の保有を認められ、レバノン国家の枠組みを超越するかたちで物理的暴力を行使できるようになった。

ターイフ体制の第3の特徴はシリアの実効支配である。レバノンは第二共和制の確立をもってその政治制度・体制を再編した。だがターイフ合意において国是として掲げられた「国民和解」(al-wifāq al-waṭanī) は、シリアの実効支配という外的な力が作用することで初めて達成された。1976年以来、内戦停止をめざして軍事的・政治的にレバノンに介入してきたシリアは、ターイフ合意においてレバノンとの「特別な関係」(“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī” [1989: IV]) を認められるとともに、内戦後のレバノンが国防能力と治安維持能力を回復するまでという名目で軍と治安部隊を駐留させ、同国との間に「特権的な関係」(Harris [1999: 280]) を発展させていった。すなわち、シリアはレバノン・シリア同胞協力協調条約(1991年5月22日締結)、防衛安全保障合意(1991年9月1日締結)といった一連の条約・合意を通じて、レバノンの政策決定権や治安維持権限を掌握し、パワーブローカーとして同国に君臨することで、「パクス・シリアーナ」(Pax Syriana) とでも呼ぶべき状況を創出したのである。

以上、第二共和制レバノンの政治制度と政治体制を概観したが、そこでの

政党活動がいかに関係が展開されたかを把握するには、こうした制度・体制に加えて政治主体間の関係（性）に着目する必要がある。そこで次にターイフ体制のもとで政治主体がどのような関係を織りなしてきたのかを見る。

第2節 権力の二元的構造

筆者は「現代レヴァント諸国の政治構造とその相関関係」（日本貿易振興機構アジア経済研究所 2006 年度研究会、IV-14）および「現代シリア・レバノンにおける権力構造とその相関関係」（同 2007 年度研究会、IV-03）において、「政治構造」という概念をもってレバノン（およびシリア）の政治の動態を解明した。ここで言う政治構造とは、ある特定の政体における権力構造、政治機構、政治制度、政党構成、圧力団体、政治的・社会的諸集団、成員の役割分化などといった政治的な諸要素の間に存在する安定した相互関連のパターンやその全体的な配置状況を意味し（大学教育社 [1998: 536-537]）、具体的には、特定の政治制度、政治体制における政治主体間の関係性をさす（政治構造の詳細については「現代シリア・レバノンにおける権力構造とその相関関係」研究会の最終成果である青山・末近 [未公刊] を参照）。

レバノンの政治は、宗派主義制度や多極共存型民主主義体制といった制度・体制に規定される一方、国家運営や政策をめぐる重要な決定権は、この制度・体制、さらには主権国家の枠組みのなかで権力を付与される「公的」な政治主体ではなく、それを超越（ないしは無視）して権力を行使する「非公的」な政治主体によって実質的に担われている点を最大の特徴としてきた。それゆえ、このような特徴を持つレバノン政治を動的に把握するには、制度・体制や国家に囚われない政治分析が不可欠となる。

レバノンの政治構造は、末近 [2002: 184-185] が指摘する通り、「垂直関係」、「水平関係」という二つの関係（性）を基軸としている。

垂直関係は、宗派主義制度のもとで利害集団と化した宗派集団のなかで主

に展開するパトロン・クライアント関係を意味する。レバノンでは、宗派性（そして地域性）を基礎として利権誘導（利益分配）が行われてきたが、それを主導してきたのが「ザイーム」（za‘īm、アラビア語で「首領」を意味する。el Khazen [1994: 44-45] が言うところの「極」[quṭb]）と呼ばれる伝統的名望家や有力政治家であった。彼らは宗派への帰属や居住地域を共有する「ザラメ」（zalame、アラビア語のシリア・レバノン方言で「子飼い」を意味する）に国家利権を誘導・配分する見返りとして、その政治的忠誠を得てきたのである。

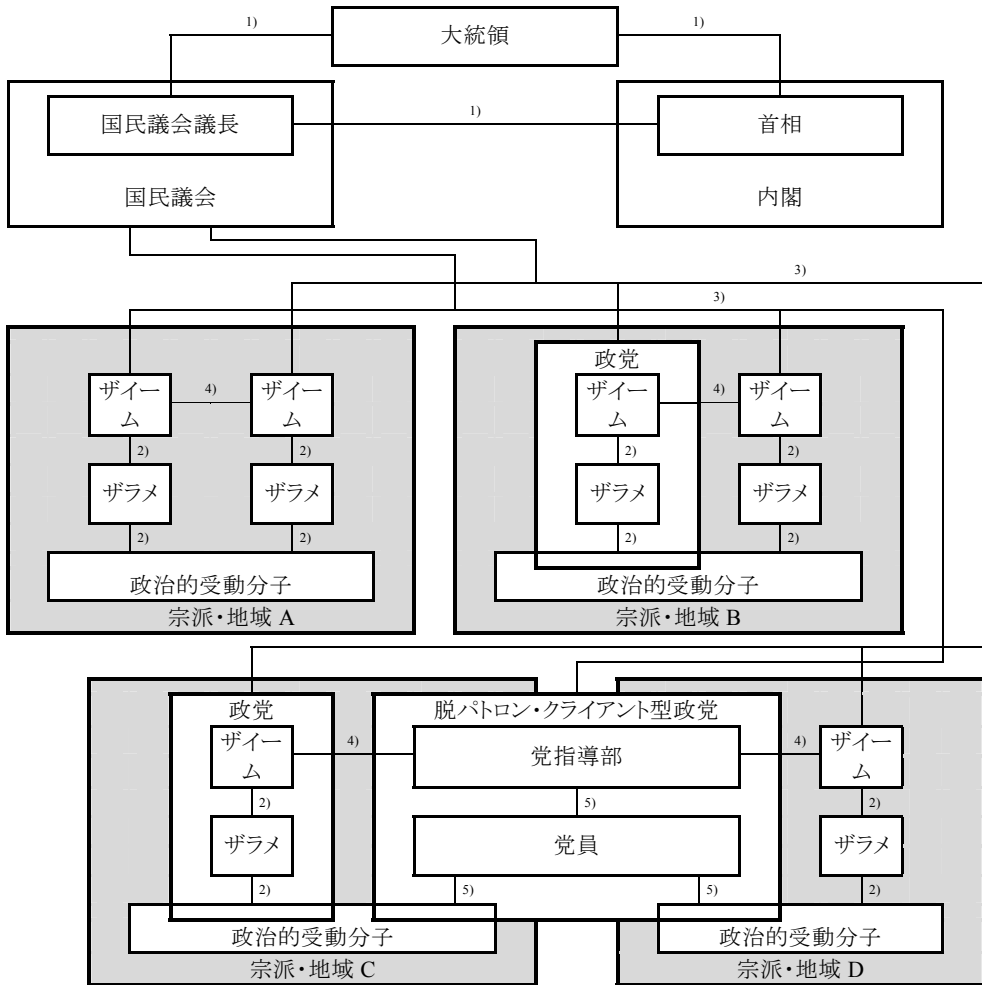
一方、水平関係は、国内政治における主導権の獲得を目的に行われる「連携ポリティクス」（末近 [2002: 184]）、ないしはより日常的な言葉で言うところの「談合」を意味する。宗派主義制度は宗派集団に公的ポストを硬直的に分配することで、各集団が獲得できる権力や利権の「上限」を設定しているため、単独での多数派の形成が不可能である。このような制約を解消するため、ザイームたちは異なった宗派（あるいは地域）のザイームとの同盟・協調を推し進めることで、権力行使や利権獲得をより確実なものにしようとしてきたのである（図1を参照）。

しかし、本研究会において筆者がとりあげる第二共和制下のレバノンの政治構造は、垂直関係、水平関係のみによって規定されていたのではなく、実効支配という政治的現実のなかで、シリアを包摂することで初めて安定化した。青山・末近 [未公刊] が「権力の二元的構造」と呼ぶ政治構造がそれである。

権力の二元的構造は、レバノンを実効支配したシリアのハーフィズ・アサド前政権（1970～2000年）およびバッシャール・アサド現政権（2000年～）の政治構造（詳細は青山 [2001: 14-15]、Aoyama [2001: 5-23]などを参照）と類似した仕組みを持ち、Şādiq [1993: 71-72] が言うところの二つの権力、すなわち「目に見える権力」（sulṭa zāhirīya）と「隠された権力」（sulṭa khafīya）が行使されることで機能する。

目に見える権力は、宗派主義制度によって律せられる多極共存型民主主義

図1 レバノンの政治構造



(出所) 筆者作成。

- (注) 1) トロイカ体制——権力行使の相互承認・監視。
 2) 垂直関係 (パトロン・クライアント関係) ——①利権の配分、動員、②ザイームの支持。
 3) 水平関係 (連携ポリティクス) ——①政策協調、②動員などを通じた同盟者の支援、③選挙協力による議席確保、閣僚ポストの確保。
 4) 宗派・地域に割り当てられた公的ポストをめぐる対立。
 5) イデオロギー、指導者のカリスマ、資金力などに基づく政治的受動分子の動員／政治的受動分子からの支持。

体制のもとで合法的に行使される公的な権力であり、レバノン国家を構成する大統領 (府)、内閣 (首相、閣僚)、国民議会 (議長、議員) などといった

公的ポスト（青山 [2001: 14] が言うところの「名目的権力装置」）に就く政治主体によって担われ、そこでの政治は「民主的」、「多元的」に運営されていた。しかしこの「民主性」、「多元性」は実効支配という現実を隠蔽するためのものに過ぎず、名目的権力装置における政治主体は何の実権も与えられなかった。

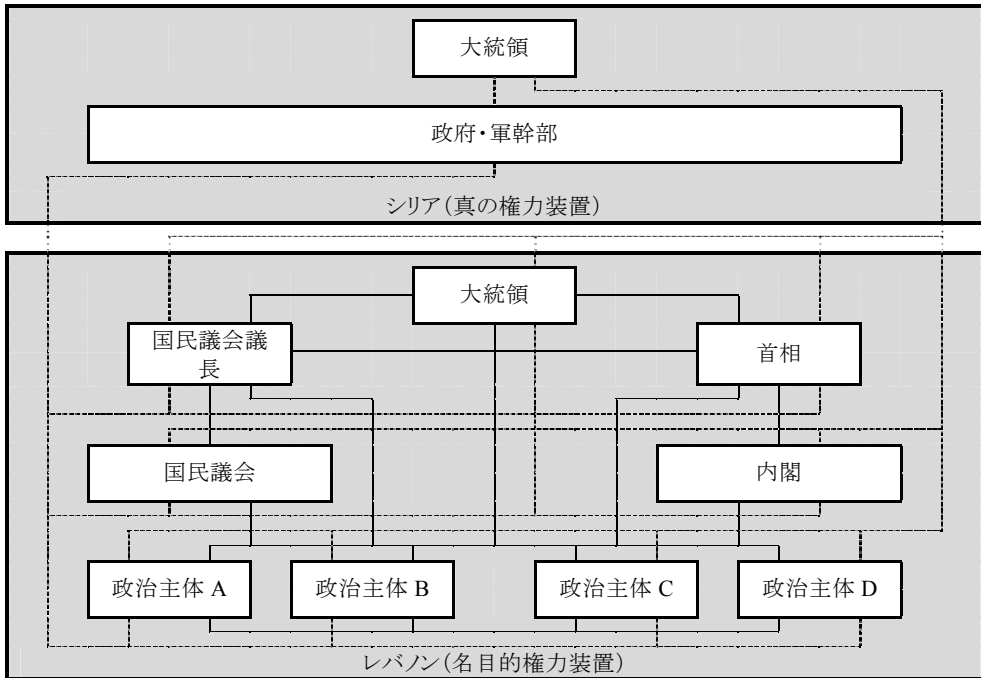
これに対し、隠された権力は、レバノン国家の制度的・法的・領域的枠組みを越えて行使される非公的な権力であり、実効支配のもとでこの「唯一にして真の権力」（*Ṣādiq* [1993: 72]) を担った政治主体（青山 [2001: 15] が言うところの「真の権力装置」）がシリアであった。すなわち、レバノンにおける国家運営や重要な政策の決定は、シリアの絶対的指導者である大統領（**H**アサド前大統領、**B**・アサド大統領）と、彼（ら）に「レバノン・ファイル」（*al-milaff al-lubnānī*、対レバノン政策）を任されたシリア政府・軍幹部によって非公的かつ独断的に主導されたのである（図2を参照）。

シリアによる隠された権力の行使は、シリア軍・ムハーバラート（*mukhābarāt*）¹²のレバノン駐留（治安維持活動）やシリア人労働者の流入によるレバノンの「準入植地／準植民地」（*quasi-colony*——*Rabil* [2001: 23]) 化といった物理的基礎のうえに成り立っていた。しかし同時に、内戦終結後のレバノンが政治的な求心力を欠き、政治主体間の不和が絶えなかったことが、シリアのパワーブローカーとしての存在意義を高め、パクス・シリアーナの創出を促したことを看過すべきでない。

シリア実効支配は**H**・アサド前大統領の時代には安定的に行われた。だが**B**・アサド政権発足とともに、目に見える権力の担い手（レバノンの政治主体）の間で隠された権力の担い手（シリア）との関係をめぐる格差（その後の反シリア派と親シリア派の対立）が生じ、レバノン国内の政治対立が次第

¹² 諜報機関、治安維持警察、武装治安組織の総称。軍事情報局（シリア軍所轄）、総合情報部（内務省所轄）、空軍情報部（シリア空軍所轄）、政治治安部（内務省所轄）、民族治安局（アラブ社会主義バアス党シリア地域指導部所轄）、共和国護衛隊（シリア軍参謀本部所轄、大統領直属）などからなる。

図2 実効支配の政治構造



(出所) 筆者作成。

(注) — 目に見える権力(レバノンの政治主体間の関係)。… 隠された権力(シリア大統領の指導・裁定、シリア政府・軍幹部の指導・忠告・仲裁、レバノンの政治主体による具申・陳情)。

に激化すると、権力の二元的構造は揺らいでいった。この動揺は、ミール・ラフフード (Imīl Lahḥūd) 大統領 (1998～2007 年) の任期延長 (2004 年 9 月) へのシリアの強引な介入に異議を唱えるかたちで、国際社会 (米仏が主導する国連) がレバノンとシリアへの内政干渉を強めたことで助長された。そして R・ハリリー元首相暗殺事件を機にレバノン国内で発生した独立インティファダによって、2005 年 4 月に駐留シリア軍が完全撤退を余儀なくされ、実効支配を放棄したことで、権力の二元的構造は瓦解した¹³。

本研究会において筆者が主たる分析対象とするのは、駐留シリア軍が完全

¹³ B・アサド政権発足 (あるいはより厳密に言うのであれば、B・アサド大統領への権力移譲) から駐留シリア軍完全撤退にいたるまでのレバノン政治の詳細は青山 [2005] ; 青山・末近 [未公開] を参照。

撤退した 2005 年半ば以降の時期、すなわち権力の二元的構造の崩壊によって、垂直関係と水平関係を軸とするレバノン「本来」の政治構造が再活性化するようになった時期である。この時期のレバノンは、中東における「民主化のモデル」と評され、その政治の動静が国内外の関心を集めた。だがシリアの「占領支配」から脱却した同国では、「主権」、「独立」、「民主主義」、「自由」という独立インテリゲンチア層の目標が実現（回復）することはなく、そればかりか実効支配下で享受されてきた安定さえも失われていった。こうした事実を踏まえ、研究会最終成果では、レバノンの政党、とりわけヒズブッラーと同党が身を置く 3 月 8 日勢力が政治的混乱のなかでどのような活動を展開したのか、政治的混乱が政党活動をいかに規定したのかを論じる予定である。

第 3 節 アンビバレントな政党

これまで概観してきた政治制度、政治体制、そして政治構造は、政党活動が展開される外的環境とでも言い得るものであるが、レバノンの政治（変動）と政党の関係を動的に捉えるには、政党そのもの（ないしは政党制）にさらに着目する必要がある。そこで以下各項では、レバノンの政党の実態を、政党の法的地位、先行研究における分析、そして国民議会選挙時とそれ以外の時期（平時）の活動に着目することで明らかにする。

1. 法的地位

レバノンの政党、具体的には第二共和制のもとで活動が確認されている主な政党・政治組織は、表 2 に示した通り、数十におよび、その法的地位も一様ではない。今日のレバノンにおいて、政党はオスマン帝国下の 1909 年 8 月 3 日に施行された法律第 10830 号（団体法 [Qānūn al-Jam‘īyāt]）に基づき公認される。同法の骨子は以下の通りである。

表2 レバノンの主要な政党・政治組織（50音順）

| 名称 | 概説 |
|---|---|
| アマル運動 (Ḥaraka Amal) | 1975年に奪われた者たちの運動 (Ḥaraka al-Maḥrūmīn、1974年に結成)の軍事部門、レバノン戦闘大隊 (Afwāj al-Muqāwama al-Lubnāniya、略称 AMAL)として結成。1992年に公認政党となる。ナビーフ・ビッリー (Nabīh Birrī) 書記長。 |
| アラブ解放党 (Ḥizb al-Taḥarrur al-‘Arabī) | 1940年代に結成。ウマル・カラミー (‘Umar Karāmī) 元首相が指導。 |
| アラブ社会主義バアス党 (Ḥizb al-Ba‘th al-‘Arabī al-Ishtirākī) | 1947年に正式に結成 (レバノンの党組織 [レバノン地域] は1956年に正式に発足)。ハーフィズ・アサド (Ḥāfiẓ al-Asad) 民族指導部書記長 (2000年6月死去)。アースィム・カーンスーフ (‘Āṣim Qānṣūh) レバノン地域指導部書記長。 |
| アラブ社会主義レバノン前衛党 (Ḥizb Ṭalī‘a Lubnān al-‘Arabī al-Ishtirākī) | 2006年6月に結成を宣言。アブドゥルマジード・ラーフィイー (‘Abd al-Majīd al-Rāfi‘ī) 党首。 |
| アラブ社会主義連合 (al-Ittīḥād al-Ishtirākī al-‘Arabī) | 1975年に正式に発足。アブドゥッラーヒーム・ムラード (‘Abd al-Raḥīm Murād) 書記長。 |
| アラブ民主党 (al-Ḥizb al-‘Arabī al-Dīmuqrāṭī) | 1975年に結成されたアラウィー派青年運動 (Ḥaraka al-Shabāb al-‘Alawī) を母体とする。1980年代半ばに現在の党名に改称。 |
| アルメニア社会民主ハンチャク党 (al-Ḥizb al-Armanī al-Ijtīmā‘ī al-Dīmuqrāṭī Haṅtshāk) | 1887年にジュネーブでアルメニア人学生が結成。ヤギヤー・ジョルジヤーン (Yaghiyā Jurjiyān) 執行委員会議長。 |
| イスラーム・タウヒード運動 (Ḥaraka al-Tawḥīd al-Islāmī) | 1982年にトリポリで結成。ハーシム・ミンカーラ (Ḥāshim Minqāra) 指導会議議長。 |
| イスラーム慈善計画協会 (Jam‘īya al-Mashārī‘ al-Khayrīya al-Islāmīya、通称アフバース [al-Aḥbāsh]) | 1975年に結成。フサームッディーン・カラーキーラ (Ḥusām al-Dīn Qarāqīra) 会長 (1995年に就任)。 |
| キリスト民主党 (al-Ḥizb al-Dīmuqrāṭī al-Masīḥī) | 結成年不明。ニウマトゥッラー・アビー・ナスル (Ni‘ma Allāh Abī Naṣr) 党首。 |
| クルナト・シャフワーン会合 (Liqa‘ Qurna Shahwān) | 2001年4月に結成。ブトルス・ハルブ (Buṭrus Ḥarb) 代表。 |
| 国民イニシアチブ市民センター (al-Markaz al-Madanī li-Mubādara al-Waṭanī) | 2007年7月に結成。フサイン・フサイニー (Ḥusayn al-Ḥusaynī) 代表。 |
| 国民自由党 (Ḥizb al-Waṭanīyīn al-Ahrār) | 1958年に結成。ドリー・シャムウーン (Dūrī Sham‘ūn) 党首。 |
| 国民対話党 (Ḥizb al-Ḥiwār al-Waṭanī) | 2004年8月に結成。フアード・マフズミー (Fu‘ād Makḥzūmī) 党首。 |
| 国民統一フォーラム (Minbar al-Waḥda al-Waṭanīya、別称第三勢力 [al-Qūwa al-Thālitha]) | 2005年3月に結成。サリーム・フッス (Salīm al-Ḥuṣṣ) 議長。 |
| 国民ブロック党 (Ḥizb al-Kutla al-Waṭanīya) | 1943年に結成。カールロス・イッダ (Kārūs Idda) 党首。 |
| 自由国民潮流 (al-Tayyār al-Waṭanī al-Ḥurr) | 1990年代に結成。2005年9月に公認政党となる。ミシェル・アウン (Mīshāl ‘Awn) 代表。 |

| 名称 | 概説 |
|---|--|
| 自由シーア派潮流 (al-Tayyār al-Shī'ī al-Ḥurr) | 2006年11月に結成。ムハンマド・ハーッジ・ハサン (Muḥammad al-Ḥājj Ḥasan) 総合調整役。 |
| シリア民族社会党 (al-Ḥizb al-Sūrī al-Qawmī al-Ijtīmā'ī) | 1932年11月に結成。アリー・カーンスー ('Alī Qānṣū) 書記長。 |
| 進歩社会主義党 (al-Ḥizb al-Taqaḍḍumī al-Ishtirākī) | 1949年に結成。ワリード・ジュンプラート (Walīd Junblāt) 党首 (1977年に就任)。 |
| 人民運動 (Ḥaraka al-Sha'b) | 結成年不明。ナジャーフ・ワーキーム (Najāḥ Wākīm) 党首。 |
| ターシュナーク党 (Ḥizb Ṭāshnāk) | 1890年にトビリシ(グルジア)で結成。ホフイーク・ムフターリヤーン (Ḥūfīk Mukhtāriyān) 書記長。 |
| 団結党 (Ḥizb al-Taḍāmun) | 結成年不明。エミール・ラフマ (Imīl Raḥma) 党首。 |
| 独立ナセル主義者運動 (Ḥaraka al-Nāṣiriyyīn al-Mustaqillīm, 通称ムラービトゥーン [al-Murābiṭūn]) | 1958年に結成。イブラーヒーム・クライラート (Ibrāhīm Qulaylāt) 党首。 |
| ナセル人民機構 (al-Taḏīm al-Sha'bī al-Nāṣirī) | 1970年代に結成。ウサーマ・サアド (Usāma Sa'd) 党首 (2002年に就任)。 |
| ナッジャーダ党 (Ḥizb al-Najjāda) | 1936年に結成。 |
| ヒズブッラー (Ḥizb Allāh) | 1982年に秘密結社として結成。1985年に正式に結成。1992年に公認政党となる。ハサン・ナスルッラー (Ḥasan Naṣr Allāh) 書記長 (1992年に就任)。 |
| マラダ潮流 (Tayyār al-Marada) | 1968年にフランジヤ家の民兵組織(ズガルター解放軍 [Jaysh Taḥrīr Zughartā])として結成。2006年6月に政治組織として正式に発足。スライマーン・フランジヤ (Sulaymān Franjīya) 党首。 |
| 民主刷新運動 (Ḥaraka al-Tajaddud al-Dīmuqrāṭī) | 2001年に結成。ナスィーブ・ラフフード (Naṣīb Laḥḥūd) 議長。 |
| 民主左派運動 (Ḥaraka al-Yasār al-Dīmuqrāṭī) | 2004年に結成。ナディーム・アブドゥッサマド (Nadīm 'Abd al-Ṣamad) 議長。 |
| 民主社会主義党 (al-Ḥizb al-Dīmuqrāṭī al-Ishtirākī) | 1970年代に結成。カーミル・アスアド (Kāmil al-As'ad) 党首。 |
| 民主フォーラム (al-Minbar al-Dīmuqrāṭī) | 2001年5月に結成。ハビーブ・サーディク (Ḥabīb Ṣādiq) 議長。 |
| ムスタクバル潮流 (Tayyār al-Mustaqbal) | 1990年代に結成。2005年8月、公認政党としての申請を決定。サアド・ハリリー (Sa'd al-Ḥarīrī) 代表。 |
| ラームガヴァーン党 (Ḥizb al-Rāmghafān, 英語名 Ramgavan Party) | 1921年にアルメニア人移民が結成。ハゴブ・カサルジヤーン (Hāghūb Qaṣārjiyān) 最高会議議長。 |
| レバノン・イスラーム解放党 (Ḥizb al-Taḥrīr al-Islāmī - Wilāya Lubnān) | 1952年にヨルダンで結成されたイスラーム解放党のレバノン「支部」。ムハンマド・ジャービル (Muḥammad Jābir) 中央委員会委員長。 |
| レバノン・イスラーム行動戦線 (Jabha al-'Amal al-Islāmī fī Lubnān) | 2006年8月に結成。ファトヒー・ヤカン (Faṭḥī Yakan) 議長。 |
| レバノン・イスラーム集団 (al-Jamā'a al-Islāmīya fī Lubnān) | 1964年にトリポリで結成。ファイサル・マウラウィー (Fayṣal Mawlawī) 書記長。 |
| レバノン・カタールイブ党 (Ḥizb al-Katā'ib al-Lubnānīya) | 1936年に結成。アミン・ジュマイイル (Amīn al-Jumayyil) 最高党首 (2005年11月に就任)。 |

| 名称 | 概説 |
|---|--|
| レバノン・タウヒード潮流 (Tayyār al-Tawhīd al-Lubnānī) | 2006年4月に結成。ウィアーム・ワッハーブ (Wi'ām Wahhāb) 代表。 |
| レバノン環境党 (Ḥizb al-Bi'a al-Lubnānī) | 2005年1月に結成。ハビーブ・マアルーフ (Ḥabīb Ma'lūf) 代表。 |
| レバノン共産党 (al-Ḥizb al-Shuyū'ī al-Lubnānī) | 1924年に結成したシリア・レバノン共産党を母体とする。ハーリド・ハッターダ (Khālid Ḥaddāda) 書記長 (2004年に就任)。 |
| レバノン軍団 (al-Qūwāt al-Lubnāniya) | 1976年にレバノン戦線 (al-Jabha al-Lubnāniya) の民兵組織として結成。1993年に公認政党となる (1994年に非合法化され、2005年に公認政党の地位を回復)。サミール・ジャアジャア (Samīr Ja'ja') 執行委員会議長 (1986年にレバノン軍団司令官に就任)。 |
| レバノン人民大会 (al-Mu'tamar al-Sha'bī al-Lubnānī) | 1980年に結成。カマール・シャータイーラ (Kamāl Shātīlā) 議長。 |
| レバノン所属会合 (Liqa' al-Intimā' al-Lubnānī) | 2007年7月に結成。アフマド・アスアド (Aḥmad al-As'ad) 代表 (能力レバノン潮流 [Tayyār Lubnān al-Kafā'āt] 議長)。 |
| レバノン民主党 (al-Ḥizb al-Dīmuqrāṭī al-Lubnānī) | 2002年に結成。タラール・アルスラーン (Ṭalāl Arslān) 党首。 |
| 労働者連盟 (Rābiṭa al-Shaghīla) | 1974年に結成。ザーヒル・ハティープ (Zāhir al-Khaṭīb) 議長。 |
| ワアド党 (Ḥizb al-Wa'd) | レバノン軍団で粛清されたエリー・フバイカ (Īlī Ḥubayqa) 氏が1980年代に組織した民兵を母体とする。1990年代初めに現在の組織名を名乗る。ジーナー・フバイカ (Jīnā Ḥubayqa) 党首 (2002年1月に就任)。 |

(出所) 青山・末近 [2007: 122-126] ; Ḥashīshū [1998] ; Tachau [1994: 306-307, 318, 357-358] などをもとに筆者作成。

- ①社会、文化、政治などに係る団体は結成に際して認可を必要としないが、結成後に政府に公認申請しなければならない (第2条)。
- ②当該団体の発足者は以下の文書を申請時に内務地方行政省に提出する——団体名および住所を明記した申請書類。発足者署名と団体公印が付された内規3部。発足者の戸籍謄本 (団体法の規定により、発足者は20歳以上でなければならない)。発足から3ヶ月を経っていない場合、それを示す公的文書 (第2条)。
- ③内務地方行政省は、当該団体の提出書類に不備がある場合、および当該団体が法律や公序良俗に反している場合に限って、公認申請を却下する (第2条)。
- ④当該団体は内規、執行部、本部の修正・改編を政府に報告しなければならない (第6条)。

⑤当該団体は毎年1月に、内務地方行政省にメンバー名簿、当年予算、前年収支報告書を提出しなければならない（第6条）。

⑥当該団体は最低2名からなる執行部を本部に常設しなければならない（第7条）。

⑦以上の条文に違反した場合、500から1,000レバノン・ポンド [1,000レバノン・ポンドは現在86.6円] の罰金を科す（第8条）。

フランスの結社法（1901年7月1日制定）をもとに作られたとされる団体法は、政党（政治団体）だけでなく社会団体、文化団体にも適用され、またその法的規制はきわめて緩い（Ghānim [2005]）。それゆえ、レバノンでは、いかなる団体であっても政党としての公認を受けることが可能であり、また公認の有無にかかわらず政党として活動できる。事実、現下の国民議会（第17期国民議会 [2005～2009年]）における第1党のムスタクバル潮流（Tayyār al-Mustaqbal）と第2党の自由国民潮流はいずれも、選挙（2005年5～6月）後に団体法に基づいて公認申請を行い、それ以前は非公認団体として活動してきた¹⁴。

以上を踏まえると、レバノンの政党を論じるにあたっては、その法的地位に即して分析対象を絞り込むべきではなく、政治学が提示してきた政党の一般的要件を満たす団体、すなわち、①社会を構成する個人・集団の要求・利益を集約する機能（架橋機能）、②選挙（など）を通じて政治指導者を補充・選出し、公職を獲得する機能（選挙機能）、③政治に関する情報を国民に提供し、世論形成を補助する機能（政治的判断の準拠集団化機能）など（大学教育社 [1998: 565]）を有する団体を網羅する必要がある。

2. 先行研究

レバノンの政党制や政党をめぐる理論研究や歴史研究は、同国がアラブ世

¹⁴ また政党以外では、組合、宗教団体、NGOなどが政治に関与している。

界のなかで「唯一」民主主義体制を敷き、自由な政党活動が認められてきたこともあり、きわめて盛んに行われてきた。政党制をめぐる研究としては、Yamak [1966]、Suleiman [1967]、al-Khāzin [2002]、el Khazen [2003] などレバノン人の著作が代表的であり、個々の政党の活動やイデオロギーに関する研究成果は膨大な量に及ぶ。これらの研究においては、レバノンの政党および政党制の特徴として主に以下3点が指摘されている¹⁵。

第1に、アラブ世界においてもっとも活発な政党活動が見られるにもかかわらず、レバノンには政治学が言うところの「政党制」(al-niẓām al-ḥizbī, party system) が存在しないという点である (Yamak [1966: 155] ; al-Khāzin [2002: 67])。レバノンでは「政治過程は、政党を基礎とするだけでなく、政党に属さない「無所属」の政治家 [の政治的営為] を中心として展開する。議会制のもとで活動する [他国の] 政党と同じように権力掌握や支配を行う政党はレバノンには存在しない。にもかかわらず、政党は議会内での議論を方向づけ、政府に参加してきた」(el Khazen [2003: 605])。事実、国民議会における政党出身者は独立直後の第7期から第9期(1950年代)には全体の10%台から20%台、定数が99人となった第10期から第13期(1960、1970年代)は20%台から30%台、そして定数が128人となった第14期から第16期(1990年代および2000年代前半のシリア実効支配時代)も30%前後を占めていたに過ぎなかった(表3を参照)。

第2に、レバノンの政党(そして政党に属さない無所属のザイーム)が、宗派主義制度によってその活動領域を限定されてきたという点である (Suleiman [1967: 288] ; Tachau [1994: 297] ; el Khazen [2003: 606])。すな

¹⁵ なおこうした特徴を形づくる基礎として、al-Khāzin [2002: 67-70] は、①他のアラブ諸国とは対照的に権威主義体制が敷かれなかった、②政治的・社会的自由が十分に保障されてきた、③政党の活動や組織を規定・規制する法律が存在しない、④市民社会が活発である、⑤革命を経験したエジプト、シリア、イラクなどとは対照的に、政党活動を断絶するような政治変動がなかった、⑥内戦の経験によって政党の民兵化と民兵の政党化が生じた、といった政治的特性があったと指摘している。

表3 政党に所属する国民議会議員数の変遷

| 国民議会 | 会期 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|------------------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 選挙実施年 | 1951 | 1953 | 1957 | 1960 | 1964 | 1968 | 1972 | 1992 | 1996 | 2000 | 2005 |
| | 定数 | 77 | 44 | 66 | 99 | | | | 128 | | | |
| アマル運動 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 5 | 8 | 7 | 10 |
| アラブ社会主義パース党 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| アルメニア社会民主ハンチャク党 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| アラブ民主党 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 1 | 1 | 0 | 0 |
| イスラーム慈善計画協会 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 1 | 0 | 0 | 0 |
| レバノン・イスラーム集団 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 |
| キリスト民主党 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 1 | 1 |
| クルナト・シャフワーン会合 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 5 | 5 |
| 国民自由党 | --- | --- | --- | 4~5 | 6 | 8 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国民ブロック党 | 2 | 3 | 4 | 6 | 2 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自由国民潮流 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 11 |
| シリア民族社会党 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 5 | 4 | 2 | 2 |
| 進歩社会主義党 | 3 | 2~4 | 3 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| ターシュナーク党 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ナセル人民機構 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ナッジャード党 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヒズブッラー | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 8 | 8 | 9 | 10 |
| 民主左派運動 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 1 |
| 民主刷新運動 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 2 | 1 |
| ムスタクバル潮流 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 26 |
| ラームガヴァーン党 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| レバノン・カタールイブ党(主流派、カタールイブ改革運動) | 3 | 1 | 1 | 6 | 4 | 9 | 7 | 0 | 0 | | 1 | 2 |
| レバノン・カタールイブ党(反主流派) | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| レバノン軍団 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 6 |
| 労働者連盟 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 1 | 1 | 0 | 0 |
| ワアド党 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 政党獲得議席総数 | 10 | 8~10 | 12 | 27~28 | 22 | 31 | 31 | 37 | 35 | 42 | 83 | |
| 割合(%) | 12.98 | 18.18 ~ 22.72 | 18.18 | 27.27 ~ 28.28 | 22.22 | 31.31 | 31.31 | 28.90 | 27.34 | 32.81 | 64.84 | |

(出所) 第7~12期国民議会における政党所属議員数は Tachau [1994: 301] を採用。第13~15期は al-Khāzin [2002: 79] を採用。第16期は al-Khāzin [2002: 79] ; 青山・末近 [2007: 100] などから算出。第17期は付録より算出。

(注) Baaklini [1976: 181] によると、第10期国民議会における政党所属議員数は32~37人、

第11期は28人、第12期は36人。Tachau [1994: 301] ; Baaklini [1976: 181] によると、第13期はそれぞれ28人、30人。el Khazen [2003:620] によると第14期は33人、第15期は32人、第18期は31人。

わち、レバノンでは宗派主義制度の採用によって、「古い社会的亀裂」(old cleavages、Barakat [1993: 48]) に基づく動員が制度化されたことで、政党は、「伝統的」なパトロン・クライアント関係や特定宗派(ないしは地域)への帰属意識に依存して勢力を拡大する傾向が強く、全国規模の活動や単独での政権掌握が事実上不可能となったのである。

第3に、宗派主義制度や地域政治・国際政治の影響のなかで多様化していったレバノンの政党の類型化が困難であるという点である(al-Khāzin [2002: 73])。事実、先行研究においては以下のようなさまざまな類型化が試みられてきたが、レバノンの政党を分析するうえでどの類型化がもっとも適切なのかについては研究者によって意見が異なる。

- ①動員方法を基準とした類型：①パトロン・クライアント関係に依存した(「伝統的」な)名望家政党、②明確なイデオロギーや整備された動員メカニズムを持った(近代)政党(小杉 [1987/1988] ; 末近 [2002])。
- ②イデオロギーを基準とした類型：①アラブ民族主義以外の民族主義に依拠した政党、②アラブ民族主義政党、③宗派(主義)・エスニック政党、④イスラーム教、ないしはキリスト教を基礎としたレバノン(国民主義)政党(Suleiman [1967])。
- ③イデオロギーを基準とした類型(改革を志向する諸政党の類型)：①アラブ民族主義政党、②シリア民族主義政党、③イスラーム主義政党、④マルクス主義政党(Shawkat [1997])。
- ④政治的立場を基準とした類型：①政治体制だけでなく国家のありようそのものの転換をめざす急進的政党(al-aḥzāb al-rādīkālīya)、②既存の政治的枠組みのもとで政治参加をめざす地元主義政党(al-aḥzāb al-maḥallīya [localist]) (al-Khāzin [2002: 73-74])。
- ⑤宗派との関係を基準とした類型：①「単一宗派志向」(single sect-oriented)

- を持つ政党、⑥「単一宗派志向」を持たない政党 (Tachau [1994: 297-298])。
- ⑥ (レバノン) 国民アイデンティティの位置づけを基準とした類型 : ①国民アイデンティティを「一義的」(primacy) と捉える政党、②国民アイデンティティを「一義的」と捉えない政党 (Tachau [1994: 298])。
- ⑦Lapalombara and Weiner [1966] が提起した、政党発生のありようを基準とした類型の適応 : ①内部 (internal, institutional) 政党、②外部 (external) 政党 (al-Khāzin [2002: 70-71] ; el Khazen [2003: 606-607])。
- ⑧Huntington [1968] が提起した、国家との関係を基準とした類型の適応 : ①既存の体制内で結成された政党、②既存の体制から排除された (excluded) 政党、③反体制 (anti-system) 政党 (al-Khāzin [2002: 71])。
- ⑨Duverger [1961] が提起した小政党 (partis petits) の下位類型の適応 : ①個人政党 (partis de personnalités)、②マイノリティ政党 (partis de minorités) (al-Khāzin [2002: 73])。

3. 連携ポリティクス

先行研究が指摘したレバノンの政党および政党制の三つの特徴のうち、第1の特徴 (政党制の不在) と第2の特徴 (宗派主義制度による政党活動の限定) は、政党 (あるいは政党に属さない無所属のザイーム) を連携ポリティクスへと駆り立てる最大の根拠となっている。政党の連携ポリティクスは、宗派主義的な公的ポスト配分と「国民和解」という二つの原則 (ないしは国是) を前提として展開するが、この二つの原則は、国民議会選挙時と平時 (選挙以外の時期) において異なったかたちで作用し、きわめて複雑な合従連衡を政党間にもたらす。

国民議会選挙は大選挙区完全連記制を採用しており、有権者は自らが帰属する宗派以外の立候補者を含む複数の立候補者を選出する仕組みになっている (選挙区、宗派の議席配分は表4を参照)。この制度のもとで立候補者が当選を確実にするには、垂直関係に依拠して自らが帰属する宗派の支持を得る

表4 第16、17期国民議会選挙における選挙区、宗派・地域別の議席配分

| 選挙区 | 郡(地区) | 定数 | イスラーム教 | | | | キリスト教 | | | | | | | |
|----------------|---|-----|-----------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------------|---------|-------------|-----|--------|---|
| | | | スンナ派 | シーア派 | ドゥルーズ派 | アラウィー派 | マロン派 | ギリシヤ正教 | ギリシヤ・カトリック | アルメニア正教 | アルメニア・カトリック | 福音派 | マイノリティ | |
| ベイルート県第1区 | アシラフイーヤ地区、マズラア地区、サイフイー地区 | 6 | 2 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | |
| ベイルート県第2区 | バーシュウラ地区、ルマイル地区、ムサイトバ地区 | 6 | 2 | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | 1 |
| ベイルート県第3区 | ベイルート岬、ダール・アルニムライサ地区、ミーナー・アルフスン地区、マルファア地区、ズカーク・アルブラート地区、ムダウワル地区 | 7 | 2 | 1 | 1 | | | | | | 2 | 1 | | |
| レバノン山地県第1区 | ジュベイル郡 キスラワーン郡 | 8 | 3 5 | 1 | 1 | | 7 | 2 5 | | | | | | |
| レバノン山地県第2区 | マトン郡 | 8 | | | | | 4 | 2 | 1 | 1 | | | | |
| レバノン山地県第3区 | バアブダー郡 アレイ郡 | 11 | 6 5 | 2 | 2 | 3 | 1 2 | 5 | 3 2 | 1 | 1 | | | |
| レバノン山地県第4区 | シューフ郡 | 8 | 2 | | 2 | | 3 | | | 1 | | | | |
| 北部県第1区 | アッカール郡 ディンニョヤ郡 ビシヤッリー郡 | 11 | 7 2 2 | 3 2 | | | 1 | 1 3 | 1 2 | 2 | | | | |
| 北部県第2区 | トリポリ郡 ミンヤ郡 ズガルトア郡 ハトルーン郡 クワラ郡 | 17 | 8 1 3 2 3 | 5 1 | | | 1 | 1 6 | 1 3 2 | 1 | | | | |
| 南部県・ナバティーヤ県第1区 | サイダー郡 ザフラーニョ郡 スール郡 ピント・ジュベイル郡 | 12 | 2 3 4 3 | 2 | 2 9 | 2 4 3 | | | | 1 | 1 | | | |
| 南部県・ナバティーヤ県第2区 | マルジャアユーン郡、ハースバイヤー郡 ナバティーヤ郡 ジュズイーン郡 | 11 | 5 3 3 | 1 | 1 5 | 2 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | |
| ベカーア県第1区 | バアルベック郡、ヘルメル郡 | 10 | 2 | 6 | | | 1 | | 1 | | | | | |
| ベカーア県第2区 | ザフレ郡 | 7 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | | | | |
| ベカーア県第3区 | 西ベカーア郡、ラーシヤヤ郡 | 6 | 2 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | |
| 総計 | | 128 | 27 | 27 | 8 | 2 | 34 | 14 | 8 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(出所) 2000年1月6日法律第171号をもとに筆者作成。

だけでは不十分で、同一選挙区内の他の宗派に対しても自身への投票を促す必要がある。ここにおいて立候補者は水平関係を駆使し、他の宗派に属する立候補者と選挙協力を行い、共同で候補者リスト(lā'iḥa)を作成することで互いの支持票を共有しようとする。そしてリスト作成ための連携ポリティクスの成否は、選挙区内の宗派を網羅するかどうかによっており、その限りに

において、リスト内の立候補者どうしの政策や理念の違いは無視され、政治対立がモラトリアムされることさえある。

このような現象は、国民議会執行部の人事（正副議長、書記、各委員会委員長の人事）や組閣においても見られる。これらの人事は、宗派主義的な公的ポスト配分の原則に従って行われるため、選挙での獲得議席数や政策の共通性・類似性が度外視されることがある。しかもこうした状況は「国民和解」（ないしは「挙国一致」）の名のもとに正当化され、選挙で敗北した勢力にもしばしばポスト配分がなされるため、対立し合う政党（ないしは政治家）を内閣や国民議会執行部に呉越同舟させ、内政に機能不全をもたらす原因になっているのである。

一方、平時の連携ポリティクスにおいては、政策や理念の共通性・類似性が言うまでもなく重視される。国民議会議員のほとんどは、政党に属しているか否かにかかわらず、ブロック（kutla、議会内会派）に属して活動を行う。ブロックは、単一の政党を核として形成される場合もあれば、複数の政党（ないしは複数のブロック）や無所属議員から構成される場合もある（第17期国民議会におけるブロックについては表5を参照）¹⁶。なお議会制民主主義体制を敷く国では通常、政党間の協力・敵対関係は選挙の前後で変化しない。だがレバノンにおいて、候補者リストとブロックは、その形成に際して作用する水平関係（連携ポリティクス）の力学が異なるがゆえ、必ずしも同一のものとはならず、リストに名を連ねていたライバルどうしが、ブロック形成時に協力関係を解消し、対立を再開することが当然視されている。

平時の連携ポリティクスはブロック結成に限られない。なぜなら政党と同様にブロックもまた単独で多数派を形成することはほとんどなく、政治権力の行使において主導権を得るにはより広範な陣営をかたち作ることが不可避となるからである。シリア実効支配末期（第16期国民議会末期）に3月14

¹⁶ ブロックはもともとザイームを中心とする国民議会内外の政治集団を指し、委任統治時代から1950年代にかけてのレバノン政治においてもっとも主要な政治主体であった（Tachau [1994: 300]）。

表5 第17期国民議会のブロック別議席配分

| ブロック(政党) | 議席数 | |
|--|---------|---------------|
| | 2005年6月 | 2008年2月 現在 |
| ムスタクバル・ブロック(Kutla al-Mustaqbal—ムスタクバル潮流、アルメニア社会民主ハンチャク党、ラームガヴァーン党、無所属) ¹⁾ | 36 | 34 |
| 変化改革ブロック(Kutla al-Taghyīr wa al-Iṣlāh) ²⁾ | 21 | 22 |
| 自由国民潮流、無所属(親自由国民潮流) ²⁾ | 14 | 15 |
| 人民ブロック(al-Kutla al-Sha'biya—無所属) ²⁾ | 5 | 5 |
| マトン・ブロック(Kutla al-Matn—ターシュナーク党、無所属) ²⁾ | 2 | 2 |
| 開発解放ブロック(Kutla al-Tanmiya wa al-Taḥrīr—アマル運動、無所属) ²⁾ | 15 | 15 |
| 民主会合ブロック(Kutla al-Liqā' al-Dīmuqrāṭī、進歩社会主義党、無所属) ¹⁾ | 15 | 15 |
| 抵抗への忠誠ブロック(Kutla al-Wafā' li-l-Muqāwama—ヒズブツラー、無所属) ²⁾ | 14 | 14 |
| レバノン軍団 ¹⁾ | 6 | 5 |
| クルナト・シャフワーン会合 ¹⁾ | 5 | 5 |
| トリゴリ無所属ブロック(al-Takattul al-Ṭarābulsī al-Mustaqill) ¹⁾ | 4 | 4 |
| シリア民族社会党 ²⁾ | 2 | 2 |
| アラブ社会主義バアス党 ²⁾ | 1 | 1 |
| レバノン・カタール党(カタール改革運動) ¹⁾ | 2 | 1 |
| レバノン・カタール党(反主流派) ²⁾ | 1 | 1 |
| ナセル人民機構 ²⁾ | 1 | 1 |
| 民主刷新運動 ¹⁾ | 1 | 1 |
| 民主左派運動 ¹⁾ | 1 | 1 |
| 無所属 | 3 | 5 |
| カタール改革運動/レバノン・カタール党 ¹⁾ | 1 | 0 |
| 親ムスタクバル・ブロック ¹⁾ | 1 | 2 |
| 親変化改革ブロック ²⁾ | 0 | 1 |
| ムスタクバル・ブロック造反 ²⁾ | 0 | 1 |
| その他(国民イニシアチブ市民センター) ²⁾ | 1 | 1 |
| 欠員 | 0 | 1 |
| 総計 | 128 | 128 |

(出所) Akhbār al-Sharq (<http://www.thisissyria.net>), June 5, 2007, *al-Ḥayāt*, June 28, November 14, 2005, NNA, January 23, November 21, 2006, June 13, August, 6, 2007 などをもとに筆者作成。

(注) 1)3月14日勢力。

2)3月8日勢力。

日勢力(Quwā al-14 Ādhār、そしてその前身のル・ブリストル会合派[Liqā' Le Bristol])、3月8日勢力(そしてその前身のアイン・アッ=ティーナ国民会合派[Liqā' 'Ayn al-Tīna al-Waṭanī])といった陣営が形成されたのはまさにその

ためである（各陣営の参加ブロック、政党については表5を参照）。なおこのような陣営形成を通じた多数派工作においても、宗派バランスは無視できない。なぜなら、特定の宗派（地域）の勢力のみによって構成される陣営は、たとえ数の面で多数派となれたとしても、国民の総意を反映しているとはみなされないからである。

おわりにかえて

以上各節での議論を踏まえ、研究会最終成果では、2005年の独立インテリファードによって体制転換に匹敵する政治変動を経験したレバノンにおいて政党がいかなる活動を展開したかを具体的に論じる予定である。冒頭でも述べた通り、この時期のレバノン政情は以下2点を特徴とし、それらは宗派主義制度の弊害を再認識させることになった。

第1の特徴は、シリアの実効支配からの脱却を機に政党活動が活性化した点である。駐留シリア軍完全撤退後の2005年5月から6月にかけて実施された第17期国民議会選挙では、政党（ないしはその後団体法に従って公認申請した団体）が128議席中87議席を獲得した。政党に所属する議員の数が全体の3分の2以上（67.96%）を占めたのはレバノン史上初めてのことであった（表3、付録を参照）。

第2の特徴は、権力の二元的構造の崩壊によって、隠された権力を担ってきたシリアの影響力が低下したことで、垂直関係と水平関係を基軸とするレバノンの政治構造が自律性を失い、内政が混乱した点である。レバノン内政は、第17期国民議会選挙とフアード・スィニューラ（Fu'ād al-Sinyūra）内閣発足までは、当初の予想に反して安定的に推移した。だが2005年末までに3月14日勢力と3月8日勢力の関係は徐々に悪化し、内閣と国民議会は機能不全に陥った。

真の権力装置（シリア）を失ったレバノンでは、主に二つの試みを通じて

政治的安定性の回復がめざされた。第1に、外国（そして国際機関）の支援を背景に国内の権力闘争を有利に進め、政治の主導権を獲得しようとする試みである。これは、3月14日勢力による米仏・サウジ政府との協調や国連の「政治的利用」、そして3月8日勢力によるシリア、イランとの「戦略的パートナーシップ」(al-sharāka al-istrātīyīya)の継続といった戦術をもたらした。第2に、レバノンの政治主体自身による隠された権力行使に向けた試みである。これは、レバノン社会（政治）を代表する14のグループの代表が出席して開催された国民対話会合（2006年3月～7月）や協議（同年11月）を通じて、内閣や国民議会で承認・採択するための政策を「非公的」に事前合意しようとするなかで追求された。しかしこれらの試みはいずれもレバノン内政を安定化させることはなく、3月14日勢力と3月8日勢力の対立はむしろ激化していった。

こうした状況下で、政治的プレゼンスを高めていったのがヒズブッラーであった。レバノン紛争でイスラエル軍と互角に戦いレバノン国内外から英雄視されることとなったヒズブッラーは、その人気と支持を背景に2006年12月、3月8日勢力を主導するかたちで、「レバノン国民抵抗」(al-mu‘āraḍa al-waṭanīya al-lubnānīya)と称される反政府運動を開始し、3月14日勢力に反転攻勢をかけた。

この反政府運動と、それに先立つヒズブッラーの連携ポリティクスは、本章各節で見たレバノン政治の特殊性を踏まえた実に精緻なものであった。例えば、2006年2月の「ヒズブッラー・自由国民潮流相互理解共同文書」(Ḥizb Allāh and al-Tayyār al-Waṭanī al-Ḥurr [2006])の発表を通じた3月8日勢力と変化改革ブロック(Kutla al-Taghyīr wa al-Iṣlāḥ)の統合は、宗派網羅的な陣営の形成と、国民議会での「拒否権を行使できる3分の1」の議席数の確保を可能とした。また同年11月の開発解放ブロック(Kutla al-Tanmiya wa al-Taḥrīr、アマル運動が主導するブロック)と抵抗への忠誠ブロック(Kutla al-Wafā‘ li-l-Muqāwama、ヒズブッラーが主導するブロック)の閣僚5人(いずれもシーア派)と親ラッファード派(ギリシャ正教)の閣僚の辞表提出は、スィニユ

ーラ内閣を憲法第 95 条に抵触させ、その法的正当性を奪うのに効果的な手段であった。さらに「レバノン国民抵抗」における街頭デモは、レジスタンスを通じて整備・補充され続けるヒズブラーの動員力と、解放戦争以来の反シリア闘争を通じて培われてきた自由国民潮流の動員力が一体化することで実現したものであり、国家の制度的枠組みを越えて展開される政治的営為がレバノンにおいてきわめて重要な意味を持つことを再認識させた。

3 月 8 日勢力の反転攻勢は、単にレバノン国内の権力闘争や政治対立として把握されるべきものではなく、9・11 事件やイラク戦争を契機とするブッシュ米政権の覇権主義的な政策によってもたらされた政治変動へのリアクションとしての意味も持っている。彼らと 3 月 14 日勢力の対立とレバノン内政の混乱は本章脱稿時点においても決着を見ておらず、2007 年 11 月 24 日にラッフード大統領の任期が終了して以降、レバノンでは「憲政の真空」(al-farāgh al-dustūrī) が生じ、内戦再発の危機さえ囁かれている。レバノン政情が今後どのように推移し、それが同国の政治的安定性や政党の将来にいかなる影響を及ぼすのかについては、最終成果報告で論じたい。

参考文献

〈日本語文献〉

- 青山弘之 [2001] 「“ジュムルーキーヤ” への道 (1) ——バッシュャール・アル＝アサド政権の成立——」(『現代の中東』第 31 号 7 月 13-37 ページ)。
—— [2005] 「レバノン——シリア軍撤退の「意義」——」(『世界』第 740 号 6 月 216-223 ページ)。
—— [2006] 「第 17 期国民議会選挙結果」(『現代の中東』第 40 号 1 月 32-61 ページ)。
青山弘之・末近浩太 (青山弘之編) [2007] 『現代レヴァント諸国の政治構造とその相関関係』(調査研究報告書) 日本貿易振興機構アジア経済研究所。
—— [未公刊] 『現代シリア・レバノンの政治構造——理想的二国間関係か、悪しき相互依存か? —— (仮題)』(日本貿易振興機構アジア経済研究所

- 2007年度研究会「現代シリア・レバノンにおける権力構造とその相関関係」最終成果)。
- 大塚和夫・小杉泰・小松久男他編『岩波イスラーム辞典』(岩波書店、2002年)。
- 黒木英充 [1990] 「近現代レバノン社会におけるパトロン・クライアント関係」(長沢栄治編『東アラブ社会変容の構図』研究双書 No. 392 アジア経済研究所 299-335 ページ)。
- 小杉泰 [1987/1988] 「中東におけるミッラの政治意識とレバノン国家の解体」(『国際大学中東研究所紀要』第3号 315-358 ページ)。
- 酒井啓子 [2003] 『フセイン・イラク政権の支配構造』岩波書店。
- 末近浩太 [2002] 「現代レバノンの宗派制度体制とイスラーム政党——ヒズブッラーの闘争と国会選挙——」(日本比較政治学会編『現代の政治と政党——比較のなかのイスラーム——』早稲田大学出版部 181-212 ページ)。
- 大学教育社編 [1998] 『現代政治学事典』(新訂版) ブレーン出版。

〈外国語文献〉

- Abraham, A.J. [1996] *The Lebanon War*, Westport: Praeger.
- Aoyama, Hiroyuki [2001] *History Does Not Repeat Itself (Or Does It?!): The Political Changes in Syria after Hāfīz al-Asad's Death* (M.E.S. Series No. 50), Chiba: IDE-JETRO.
- Baaklini, Abdo I. [1976] *Legislative and Political Development: Lebanon, 1842-1972*, Durham: Duke University Press.
- Barakat, Halim [1993] *The Arab World: Society, Culture, and State*, Berkeley: University of California Press.
- Collelo, Thomas, ed. [1989] *Lebanon: A Country Study*. (Area Handbook Series), Washington, D.C.: U.S Government Printing Office.
- Duverger, Maurice [1961] *Les Partis Politiques*, Paris: Librairie Armand Colin.
- Fisk, Robert [2000] *Pity the Nation: The Abduction of Lebanon*, New York: Atheneum.
- Ghānim, Rubīr [2005] “Warsha ‘Amal ‘an Qānūn al-Aḥzāb [政党法に関するワークショップ],” September 29
(<http://www.robertghanem.com/confdetail.asp?idc=45>).
- Hanf, Theodor [1993] *Coexistence in Wartime Lebanon: Decline of a State and Rise of a Nation*, Oxford and London: Centre for Lebanese Studies and I.B. Tauris.
- Harris, William [1999] *Faces of Lebanon: Sects, Wars, and Global Extensions* (Princeton Series on the Middle East), revised edition, Princeton: Markus Wiener Publishers.
- Hashīshū, Nihād [1998] *al-Aḥzāb fī Lubnān* [レバノンの政党], Beirut: Markaz al-Dirāsāt al-Istrāṭījīya wa al-Buḥūth wa al-Tawthīq.
- Ḥizb Allāh and al-Tayyār al-Waṭanī al-Ḥurr [2006] “Waraqa al-Tafāhum

- al-Mushtarak bayna Hizb Allāh wa al-Tayyār al-Waṭanī al-Ḥurr [Hizb Buṭṭarā - 自由国民潮流相互理解共同文書], February 6.
- Hourani, A. H. [1945] *Syria and Lebanon: A Political Essay*. London, New York and Toronto: Oxford University Press.
- Huntington, Samuel P. [1968] *Political Order in Changing Societies*, New Haven: Yale University Press).
- el-Husseini, Rola [2004] “Lebanon: Building Political Dynasties,” in Volker Perthes ed., *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, pp. 239-266.
- el Khazen, Farid el [1994] *Lebanon's First Postwar Parliamentary Election, 1992: An Imposed Choice*, Beirut: American University of Beirut (<http://ddc.aub.edu.lb/projects/pspa/elections92.html>).
- [2003] “Political Parties in Postwar Lebanon: Parties in Search of Partisans,” *Middle East Journal*, Volume 57, No. 4 (autumn), pp. 604-624.
- al-Khāzin, Farīd [2002] *al-Aḥzāb al-Siyāsīya fī Lubnān: Ḥudūd al-Dīmuqrāṭīya fī al-Tajriba al-Ḥizbīya* [レバノンの政党——政党活動における民主主義の限界——], Beirut: al-Markaz al-Lubnānī li-l-Dirāsāt.
- Lapalombara, Joseph and Myron Weiner eds. [1966] *Political Parties and Political Development*, Princeton: Princeton University Press.
- Lijphart, Arend [1977] *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration*, New Haven: Yale University Press.
- Qubain, Fahim I. [1961] *Crisis in Lebanon*, Washington, D.C.: The Middle East Institute.
- Rabil, Robert G. [2001] “The Maronites and Syrian Withdrawal: From “Isolationists” to “Traitors”?,” *Middle East Policy*, Vol. 3, No. 3 (September), pp. 23-43.
- al-Rāfi‘ī, Muṣṭaqfā [1983] *al-Aḥwāl al-Shakhṣīya fī al-Sharī‘a al-Islāmīya wa al-Qawānīn al-Lubnānīya* [イスラーム法およびレバノン法における身分]. Beirut: Dār al-Kitāb al-Lubnānī.
- Šādiq, Maḥmūd [1993] *Ḥiwār ḥalwa Sūrīya* [シリアをめぐる対話], London: Dār ‘Akkār.
- Shawkat, Salīm Ishtī [1997] *al-Shuyū‘īyūn wa al-Katā’ib: Tajriba al-Tarbiya al-Ḥizbīya fī Lubnān* [共産主義者とカターイブ——レバノンにおける政党教育の経験——], Beirut: Mu’assasa al-Intishār al-‘Arabī.
- Solh, Raghid El- [2004] *Lebanon and Arabism: National Identity and State Formation*, London and New York: I. B. Tauris.
- Suleiman, Michael W. [1967] *Political Parties in Lebanon: The Challenge of a Fragmented Political Culture*, Ithaca: Cornell University Press.
- Tachau, Frank ed. [1994] *Political Parties of the Middle East and North Africa*, Westport: Greenwood Press.
- “Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī: Allatī Aqarra-hā al-Liqā’ al-Niyābī fī Madīna al-Ṭā’if bi-al-Mamlaka al-‘Arabīya al-Sa’ūdīya bi-Tārīkh 22/10/1989m

wa allatī Ṣaddada-hā Majlis al-Nūwāb fī Jalsa-hi al-Mun‘aqida fī al-Qulay‘āt bi-Tārīkh 5/11/1989m [レバノン国民和解憲章——1989年10月22日、サウジアラビア王国ターイフでの議員会合で承認、1989年11月115日クライラートで招集された国民議会会合で承認]” [1989] .

Yamak, Labib Zuwiya [1966] “Party Politics in the Lebanese Political System,” in Leonard Binder ed., *Politics in Lebanon*, New York: J. Wiley and Sons, pp. 143-166.

Zayn al-Dīn, ‘Ārif [2003] *Qawānīn wa Qarārāt al-Aḥwāl al-Shakhṣīya li-l-Ṭawā‘if al-Masīḥīya fī Lubnān* [レバノンにおけるキリスト教宗派身分法および決定] . Beirut: al-Ḥalabī al-Ḥuqūqīya.

Zisser, Eyal [2000] *Lebanon: The Challenge of Independence*, London and New York: I. B. Tauris.

付録 第17期国民議会議員の所属ブロック、政党

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会議員選挙 | | 帰属宗派 |
|---------------------------------------|-------------|-------------|--|-----------------------------------|--------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| カースィム・ハーシム(Qāsim Hāshim) | アラブ社会主義バアス党 | アラブ社会主義バアス党 | 抵抗解放開発リスト (Lā'ihā al-Muqāwama wa al-Taḥrīr wa al-Tanmiya) | 南部県・ナバティヤ県第2区(マルジャアユーン郡, ハースバイヤ郡) | スンナ派 |
| サミール・アーザール(Samīr 'Āzār) | 開発解放ブロック | 無所属 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(ジェズイーン郡) | マロン派 |
| アリー・ウサイラーン('Alī 'Usayrān) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(ザフラーニー郡) | シーア派 |
| アブドゥラッティーフ・ザイン('Abd al-Laṭīf al-Zayn) | 開発解放ブロック | 無所属 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(ナバティヤ郡) | シーア派 |
| アブドゥルマジード・サーリフ('Abd al-Majīd Ṣāliḥ) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(スール郡) | シーア派 |
| ヤースィーン・ジャービル(Yāsīn Jābir) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(ナバティヤ郡) | シーア派 |
| ガーズィー・ズアイティル(Ghāzī Zu'aytir) | 開発解放ブロック | 無所属 | ベカーア開発リスト (Lā'ihā Inmā' al-Biqā') | ベカーア県第1区 | シーア派 |
| ナーシル・ナスルッラー(Nāṣir Naṣr Allāh) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 国民決定リスト(Lā'ihā al-Qarār al-Waṭānī) | ベカーア県第3区 | シーア派 |
| アリー・バズズィー('Alī Bazzī) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(ピント・ジュベイル郡) | シーア派 |
| アリー・ハサン・ハリール('Alī Ḥasan Khalīl) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(マルジャアユーン郡, ハースバイヤ郡) | シーア派 |
| アンワル・ハリール(Anwar al-Khalīl) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(マルジャアユーン郡, ハースバイヤ郡) | ドゥルーズ派 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|--|-------------------|-------------------|--|------------------------------------|------------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| ナビーフ・ビッリー (Nabīh Birrī、議長) | 開発解放ブロック(代表) | アマル運動(書記長) | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(ザフラーニー郡) | シーア派 |
| アイユーブ・フマイド (Ayyūb Ḥumayd) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(ピント・ジュベイル郡) | シーア派 |
| アリー・フライス (*Alī Khurays) | 開発解放ブロック | アマル運動 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(スール郡) | シーア派 |
| アントワン・フーリー (Antwān Khūrī) | 開発解放ブロック | 無所属 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(ジェズズイーン郡) | ギリシャ・カトリック |
| ミシェル・ムーサー (Mīshāl Mūsā) | 開発解放ブロック | 無所属 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(ザフラーニー郡) | ギリシャ・カトリック |
| ジュブラーン・トゥワイニー (Jubrān Tuwaynī) ¹⁾ | クルナト・シャフワーン会合 | クルナト・シャフワーン会合 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト (Lā'iḥa al-Wafā' li-l-Shahīd Rafīq al-Ḥarīrī) | ベイルート県第1区 | ギリシャ正教 |
| ブトルス・ハルブ (Buṭrus Ḥarb) | クルナト・シャフワーン会合(代表) | クルナト・シャフワーン会合(代表) | 和解改革リスト (Lā'iḥa al-Muṣālaḥa wa al-Iṣlāḥ) | 北部県第2区(バトルーン郡) | マロン派 |
| サミール・フランジーヤ (Samīr Franjīya) | クルナト・シャフワーン会合 | クルナト・シャフワーン会合 | 和解改革リスト | 北部県第2区(ズガルター郡) | マロン派 |
| ジャワード・ブールス (Jawād Būlus) | クルナト・シャフワーン会合 | クルナト・シャフワーン会合 | 和解改革リスト | 北部県第2区(ズガルター郡) | マロン派 |
| ナーイラ・ムアウワド (Nāyila Mu'awwad) | クルナト・シャフワーン会合 | クルナト・シャフワーン会合 | 和解改革リスト | 北部県第2区(ズガルター郡) | マロン派 |
| マルワーン・ファーリス (Marwān Fāris) | シリア民族社会党(代表) | シリア民族社会党 | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | ギリシャ・カトリック |
| アスアド・ハルダーン (As'ad Ḥardān) | シリア民族社会党 | シリア民族社会党 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(マルジャアユーン郡, ハースバイヤー郡) | ギリシャ正教 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|--|----------------|--------|--------------------------------|------------------------------------|------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| アリー・アンマール('Alī 'Ammār) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | 山地統一リスト(Lā'iha Waḥda al-Jabal) | レバノン山地県第3区(バアブダー郡) | シーア派 |
| アミン・シッリー(Amīn Shirrī) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第2区 | シーア派 |
| ナウワール・サーヒリー(Nawwāl al-Sāḥilī) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | シーア派 |
| ピエール・スィルハール(Biyār Sirḥāl) | 抵抗への忠誠ブロック | 無所属 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(ジェズズイーン郡) | マロン派 |
| イスマーイル・スッカリーヤ(Ismā'īl Sukkarīya) | 抵抗への忠誠ブロック | 無所属 | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | スンナ派 |
| ジャマール・タクシュ(Jamāl al-Ṭaqsh) | 抵抗への忠誠ブロック | 無所属 | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | シーア派 |
| ムハンマド・マフムード・ハイダル(Muḥammad Maḥmūd Ḥaydar) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(マルジャアユーン郡, ハースバイヤー郡) | シーア派 |
| フサイン・ハーッジ・ハサン(Ḥusayn al-Ḥājī Ḥasan) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | シーア派 |
| ハサン・ファドルッラー(Ḥasan Faḍl Allāh) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(ピント・ジュベイル郡) | シーア派 |
| ハサン・フブッラー(Ḥasan Ḥubb Allāh) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(スール郡) | シーア派 |
| ムハンマド・フナイシュ(Muḥammad Funaysh) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(スール郡) | シーア派 |
| ムハンマド・サルマーン・ミクダード(Muḥammad Salmān al-Miqdād) | 抵抗への忠誠ブロック | 無所属 | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | シーア派 |
| ムハンマド・ラアド(Muḥammad Ra'ad) | 抵抗への忠誠ブロック(代表) | ヒズブッラー | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第2区(ナバティヤ郡) | シーア派 |
| カーミル・リファーイー(Kāmil al-Rifā'ī) | 抵抗への忠誠ブロック | ヒズブッラー | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | スンナ派 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第 17 期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|--|----------------------|------------|--|-----------------------|------------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| カーシム・アブドゥルアズィーズ (Qāsim ‘Abd al-‘Azīz) | トリポリ無所属ブロック | 無所属 | 国民統一 3 月 14 日リスト(Lā‘iḥa al-Waḥda al-Waṭaniya – 14 Ādhār) | 北部県第 1 区(ディンニーヤ郡) | スンナ派 |
| ムハンマド・カッバーラ(Muḥammad Kabbāra) | トリポリ無所属ブロック(代表) | 無所属 | 和解改革リスト | 北部県第 2 区(トリポリ郡) | スンナ派 |
| ムハンマド・サファディー(Muḥammad al-Ṣafādī) | トリポリ無所属ブロック | 無所属 | 和解改革リスト | 北部県第 2 区(トリポリ郡) | スンナ派 |
| モリース・ファードイル(Mūrīs Fāḍil) | トリポリ無所属ブロック | 無所属 | 和解改革リスト | 北部県第 2 区(トリポリ郡) | ギリシヤ正教 |
| ミシェル・アウン(Miṣḥāl ‘Awn) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流(代表) | 変化改革リスト(Lā‘iḥa al-Taghyīr wa al-Isḻāḥ) | レバノン山地県第 1 区(キスラワーン郡) | マロン派 |
| アースィム・アッラージー(‘Āṣim ‘Arrājī) | 変化改革ブロック(人民ブロック) | 無所属 | 人民ブロック・リスト(Lā‘iḥa al-Kutla al-Sha‘bīya) | ベカーア県第 2 区 | スンナ派 |
| ニウマトウッラー・アビー・ナスル(Ni‘ma Allāh Abī Naṣr)" | 変化改革ブロック | キリスト民主党 | 変化改革リスト | レバノン山地県第 1 区(キスラワーン郡) | マロン派 |
| サリーム・アウン(Salīm ‘Awn) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 人民ブロック・リスト | ベカーア県第 2 区 | マロン派 |
| ジョルジュ・カッサールジー(Jūrj Qaṣṣārjī) | 変化改革ブロック(人民ブロック) | 無所属 | 人民ブロック・リスト | ベカーア県第 2 区 | アルメニア正教 |
| イブラーヒーム・カナアーン(Ibrāhīm Kana‘ān) | 変化改革ブロック(代表) | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第 2 区(マトン郡) | マロン派 |
| サリーム・サルハブ(Salīm Salhab) | 変化改革ブロック | 無所属 | 変化改革リスト | レバノン山地県第 2 区(マトン郡) | マロン派 |
| イリヤース・スカーフ(Iliyās al-Sukāf) | 変化改革ブロック(人民ブロック[代表]) | 無所属 | 人民ブロック・リスト | ベカーア県第 2 区 | ギリシヤ・カトリック |
| ジルベルト・ズワイン(Jīlbirt Zuwayn) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第 1 区(キスラワーン郡) | マロン派 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|---|----------------------------|----------|---|-------------------------|----------------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| ナビール・ニコラー (Nabīl Niqūlā) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第2区(マト ン郡) | マロン派 |
| アゴブ・パクラードゥーニヤーン (Aghūb Bāqrādūniyān) | 変化改革ブロック(マトシ・プロ ック) | ターシュナーク党 | 変化改革リスト | レバノン山地県第2区(マト ン郡) | アルメニ ア正教 |
| アッバース・ハーシム ('Abbās al-Hāshim) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第1区(ジュ ベイル郡) | シーア派 |
| ファリード・イリヤース・ハーズィン (Farīd Iliyās al-Khāzin) | 変化改革ブロック | 無所属 | 変化改革リスト | レバノン山地県第1区(キ スラワーン郡) | マロン派 |
| ジョセフ・ハリール (Jūzif Khalīl) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第1区(キ スラワーン郡) | マロン派 |
| ワリード・フーリー (Walīd Khūrī) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第1区(ジュ ベイル郡) | マロン派 |
| エドガール・マアルーフ (Idghār Ma'lūf) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第2区(マト ン郡) | ギリシャ・ カトリック |
| カミール・マアルーフ (Kamīl al-Ma'rūf) | 変化改革ブロック(人民プロ ック) | 無所属 | 人民ブロック・リスト | ベカーア県第2区 | ギリシャ 正教 |
| シャームル・ムザーヤー (Shāmil Mūzāyā) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第1区(ジュ ベイル郡) | マロン派 |
| ミシェル・ムッル (Mīshāl al-Murr) | 変化改革ブロック(マトシ・プロ ック[代表]) | 無所属 | 変化改革リスト | レバノン山地県第2区(マト ン郡) | ギリシャ 正教 |
| ガッサーン・ムハイビル (Ghassān Mukhaybir) | 変化改革ブロック | 自由国民潮流 | 変化改革リスト | レバノン山地県第2区(マト ン郡) | ギリシャ 正教 |
| ハサン・ヤアクーブ (Hasan Ya'qūb) | 変化改革ブロック(人民プロ ック) | 無所属 | 人民ブロック・リスト | ベカーア県第2区 | シーア派 |
| エリー・アウン (Īlī 'Awn) | 民主会合ブロック | 無所属 | 国民闘争戦線リスト (Lā'iha Jabha al-Niḍāl al-Waṭanī) | レバノン山地県第4区(シュ ーフ郡) | マロン派 |
| ワーイル・アブー・ファーウール (Wā'il Abū Fā'ūr) | 民主会合ブロック | 進歩社会主義党 | 国民決定リスト | ベカーア県第3区 | ドゥルー ズ派 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|---|--------------|-------------|----------------------|--------------------|------------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| ガーズィー・アリーデー (Ghāzī al-‘Arīdī) | 民主会合ブロック | 進歩社会主義党 | 殉教者ラフイーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第3区 | ドゥルーズ派 |
| アントワーン・サアド (Anṭwān Sa‘d) | 民主会合ブロック | 無所属 | 国民決定リスト | ベカーア県第3区 | ギリシヤ正教 |
| フアード・サアド (Fu‘ād al-Sa‘d) | 民主会合ブロック | 無所属 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(アレイ郡) | マロン派 |
| ファイサル・サーイグ (Fayṣāl al-Sāyigh) | 民主会合ブロック | 無所属 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(アレイ郡) | ドゥルーズ派 |
| アイマン・シュカイル (Ayman Shuqayr) | 民主会合ブロック | 進歩社会主義党 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(バアブダー郡) | ドゥルーズ派 |
| アクラム・シュハイブ (Akram Shuhayyib) | 民主会合ブロック | 進歩社会主義党 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(アレイ郡) | ドゥルーズ派 |
| ワリード・ジュンブラート (Walīd Junblāt) | 民主会合ブロック(代表) | 進歩社会主義党(党首) | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シューフ郡) | ドゥルーズ派 |
| アラッディーン・ティッラー (‘Alā’ al-Dīn Tīrrū) | 民主会合ブロック | 進歩社会主義党 | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シューフ郡) | スンナ派 |
| ニウマ・トゥウマ (Nī‘ma Ṭu‘ma) | 民主会合ブロック | 無所属 | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シューフ郡) | ギリシヤ・カトリック |
| マルワーン・ハマーダ (Marwān Ḥamāda) | 民主会合ブロック | 無所属 | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シューフ郡) | ドゥルーズ派 |
| アブドゥッラー・ファルハート (‘Abd Allāh Farḥāt) | 民主会合ブロック | 無所属 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(バアブダー郡) | マロン派 |
| ナビール・ブスターニー (Nabīl al-Bustānī) | 民主会合ブロック | 無所属 | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シューフ郡) | マロン派 |
| ヘンリー・フルウ (Hīnrī Ḥulw) | 民主会合ブロック | 無所属 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(アレイ郡) | マロン派 |
| ムハンマド・ミスバーフ・アフダブ (Muḥammad Miṣbāḥ al-Aḥḍab) | 民主刷新運動 | 民主刷新運動 | 和解改革リスト | 北部県第2区(トリポリ郡) | スンナ派 |
| イリヤース・アターッラー (Iliyās ‘Aṭā Allāh) | 民主左派運動 | 民主左派運動 | 和解改革リスト | 北部県第2区(トリポリ郡) | マロン派 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|---|-------------------------------|-----------------|----------------------|--------------------|---------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| ムスタファー・アッルーシュ (Muṣṭafā ‘Allūsh) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 和解改革リスト | 北部県第2区(トリポリ郡) | スンナ派 |
| ワリード・イードゥー (Walīd ‘Īdū) ²⁾ | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第2区 | スンナ派 |
| ハーシム・イルムッディーン (Hāshim ‘Ilm al-Dīn) | ムスタクバル・ブロック | 無所属 | 和解改革リスト | 北部県第2区(ミンヤ郡) | スンナ派 |
| ジャン・オガーサービヤーン (Jān Ūghāsābiyān) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第3区 | アルメニア正教 |
| ハゴブ・カサルジヤーン (Hāghūb Qaṣārjiyān) | ムスタクバル・ブロック | ラームガヴァーン党 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第3区 | アルメニア正教 |
| ムハンマド・ジャミール・カッバーニー (Muḥammad Jamīl Qabbānī) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第3区 | スンナ派 |
| ロバール・ガーニム (Rūbīr Ghānim) | ムスタクバル・ブロック→無所属 ³⁾ | 無所属 | 国民決定リスト | ベカーア県第3区 | マロン派 |
| ニコラー・グスン (Niqūlā Ghuṣn) | ムスタクバル・ブロック | 無所属 | 和解改革リスト | 北部県第2区(クーラ郡) | ギリシヤ正教 |
| バースィム・サブア (Bāsīm al-Sab‘) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(バアブダー郡) | シーア派 |
| サミール・ジスル (Samīr al-Jizr) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 和解改革リスト | 北部県第2区(トリポリ郡) | スンナ派 |
| バースィム・シャーブ (Bāsīm al-Shābb) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第1区 | 福音派 |
| ジャマール・ジャッラーフ (Jamāl Jarrāh) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民決定リスト | ベカーア県第3区 | スンナ派 |
| ガヌワ・ジャッルール (Ghanuwa Jallūl) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第3区 | スンナ派 |
| ヤギヤーン・ジョルジヤーン (Yaghiyā Jurjiyān) | ムスタクバル・ブロック | アルメニア社会民主ハンチャク党 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第2区 | アルメニア正教 |
| バヒージュ・タッバーラ (Bahīj Tabbāra) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第2区 | スンナ派 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|---|-----------------|--------------|----------------------|----------------------|-------------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| アッザーム・ダンダシー (‘Azzām Dandashī) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | スンナ派 |
| ナビール・ドゥ・フライジュ (Nabīl Dī Frayj) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第2区 | マイノリティ |
| セルジュ・トルサルキースィヤーン (Sīrj Ṭūrsarkīsiyān) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第3区 | アルメニア・カトリック |
| ムスタファー・ハーシム (Muṣṭafā Hāshim) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | スンナ派 |
| ムハンマド・カースィム・ハッジヤール (Muḥammad Qāsim al-Ḥajjār) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シェーフ郡) | スンナ派 |
| サアド・ハリリー (Sa‘d al-Ḥarīrī) | ムスタクバル・ブロック(代表) | ムスタクバル潮流(代表) | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第1区 | スンナ派 |
| バヒヤ・ハリリー (Bahīya al-Ḥarīrī) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区(サイダー郡) | スンナ派 |
| アブドゥッラー・ハンナー (‘Abd Allāh Ḥannā) | ムスタクバル・ブロック | 無所属 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | ギリシャ正教 |
| アフマド・ファトファト (Aḥmad Fatfat) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(ディンニヤ郡) | スンナ派 |
| アフマド・ファトゥーフ (Aḥmad Fattūḥ) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民決定リスト | ベカーア県第3区 | スンナ派 |
| ミシエル・フィルアウン (Mīshāl Fir‘awn) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第1区 | ギリシャ・カトリック |
| アンマール・フーリー (‘Ammār al-Ḥūrī) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第1区 | スンナ派 |
| ファリド・マカーリー (Farīd Makārī、副議長) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 和解改革リスト | 北部県第2区(クーラ郡) | ギリシャ正教 |
| アーティフ・マジュダラーニー (‘Āṭīf Majdalānī) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第2区 | ギリシャ正教 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|---|---|---------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|--------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| マフムード・ムラード (Maḥmūd al-Murād) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | スンナ派 |
| ガーズィー・ユースフ (Ghāzī Yūsuf) | ムスタクバル・ブロック | ムスタクバル潮流 | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | バイルート県第3区 | シーア派 |
| ムスタファー・フサイン (Muṣṭafā Ḥusayn) | ムスタクバル・ブロック→無所属 ⁴⁾ | ムスタクバル潮流→無所属 ⁴⁾ | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | アラウィー派 |
| ハーニー・フバイシュ (Hānī Ḥubaysh) | ムスタクバル・ブロック | 無所属 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | マロン派 |
| リヤード・ラッハール (Riyād Raḥḥāl) | ムスタクバル・ブロック | 無所属 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(アッカー郡) | ギリシャ正教 |
| バドル・ワンヌース (Badr Wannūs) | ムスタクバル・ブロック | 無所属 | 和解改革リスト | 北部県第2区(トリポリ郡) | アラウィー派 |
| ナーディール・スッカール (Nādīr Sukkar) | レバノン・カタールイブ党 | レバノン・カタールイブ党 | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | マロン派 |
| ピエール・ジュマイイル (Biyār al-Jumayyil) ⁵⁾ | カタールイブ改革運動(代表)→レバノン・カタールイブ党(代表) ⁶⁾ | カタールイブ改革運動→レバノン・カタールイブ党 ⁶⁾ | 野党統一リスト(Lā'iḥa Waḥda al-Mu'āraḍa) | レバノン山地県第2区(マトン郡) | マロン派 |
| アントワーン・ガーニム (Anṭwān Ghānim) ⁷⁾ | カタールイブ改革運動→レバノン・カタールイブ党 ⁶⁾ | カタールイブ改革運動→レバノン・カタールイブ党 ⁶⁾ | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(バアブダー郡) | マロン派 |
| ジョルジュ・アドワーン (Jūrj 'Adwān) | レバノン軍団(代表) | レバノン軍団 | 国民闘争戦線リスト | レバノン山地県第4区(シューフ郡) | マロン派 |
| エリー・カイルーズ (Īlī Kayrūz) | レバノン軍団 | レバノン軍団 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(ビシャッラー郡) | マロン派 |
| アントワーン・ザフラ (Anṭwān Zahra) | レバノン軍団 | レバノン軍団 | 和解改革リスト | 北部県第2区(バトルーン郡) | マロン派 |
| ストリーダー・タウク (ジヤアジャア、Strīdā Tawq [Ja'ja']) | レバノン軍団 | レバノン軍団 | 国民統一3月14日リスト | 北部県第1区(ビシャッラー郡) | マロン派 |
| エドモーン・ナイーム (Idmūn Na'im) ⁸⁾ | レバノン軍団 | レバノン軍団 | 山地統一リスト | レバノン山地県第3区(バアブダー郡) | マロン派 |
| ファリード・ハビーブ (Farīd Ḥabīb) | レバノン軍団 | レバノン軍団 | 和解改革リスト | 北部県第2区(クーラ郡) | ギリシャ正教 |

| 氏名 | 所属ブロック | 所属政党 | 第17期国民議会選挙 | | 帰属宗派 |
|--|------------------------------|------------------------------|--|-----------------------|------------|
| | | | 所属リスト | 出馬選挙区 | |
| ウサーマ・サアド (Usāma Sa'd) | 無所属 | ナセル人民機構 (党首) | 抵抗解放開発リスト | 南部県・ナバティヤ県第1区 (サイダー郡) | スンナ派 |
| ソラーンジュ・トウトウンジー (ジュマイイル、Šulānj Tūtūnjī [al-Jumayyil]) | 無所属→レバノン・カタール党 ⁹⁾ | 無所属→レバノン・カタール党 ⁹⁾ | 殉教者ラフィーク・ハリリーへの忠誠リスト | ベイルート県第1区 | マロン派 |
| ニコラー・ファットウーシュ (Niqlā Fattūsh) | 無所属 (親ムスタクバル・ブロック) | 無所属 | ベカーア尊厳和解リスト (Lā'ihā al-Karāma wa al-Wifāq al-Biqā'ī) | ベカーア県第2区 | ギリシヤ・カトリック |
| フサイン・フサイニー (Ḥusayn al-Ḥusaynī) | 無所属 | 無所属→国民イニシアチブ市民センター (代表) | ベカーア開発リスト | ベカーア県第1区 | シーア派 |

(出所) 青山 [2006] ; 青山・末近 [2007: 109-114] ; Akhbār al-Sharq 各号 ; *al-Ḥayāt* 各号 ; *al-Mustaqbal* 各号 ; *al-Safir* 各号 ; *al-Sharq* 各号 ; *al-Ukkāz* 各号 ; NNA 各報道 ; Wikāla Akhbār al-Sharq al-Jadīd (<http://www.nonanews.com/>) 各報道 ; <http://www.al-kataeb.org/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.alarabiya.net/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.arabdecision.org/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.beirutletter.com/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.elaph.com/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.futuremovement.org/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.lebanese-kataeb.com/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.moqawama.org/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.psp.org.lb/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.yabeyrouth.com/> (2008 月 2 月アクセス) ; <http://www.yasour.com/> (2008 月 2 月アクセス) などをもとに筆者作成。

- (注) 1)2005 年 12 月 14 日に暗殺。後任には父のガッサーン・トゥワイニー (Ghassān Tuwaynī、クルナト・シャフワーン会合) が就任。
2)2007 年 6 月 13 日に暗殺。同年 8 月 5 日の補欠選挙でムハンマド・アミン・イーターニー (Muḥammad Amīn 'Ītānī、ムスタクバル潮流、ムスタクバル・ブロック) が当選。
3)2007 年 8 月、大統領選挙出馬宣言とともにムスタクバル・ブロックから無所属に移籍。
4)2007 年 6 月にムスタクバル潮流を離反、ムスタクバル・ブロックを脱退。
5)2006 年 11 月 21 日に暗殺。2007 年 8 月 5 日の補欠選挙でカミール・フーリー (Kamīl Khūrī、自由国民潮流、変化改革ブロック) が当選。
6)カタールイブ改革運動とレバノン・カタールイブ党は 2005 年 11 月に統一し、レバノン・カタールイブ党となる。
7)2007 年 9 月に暗殺。後任は選出されず。
8)2006 年 1 月 23 日に死去。後任にはピエール・ダッカーシュ (Biyār Dakkāsh、無所属 [親変化改革ブロック]) が就任。
9)2007 年 9 月に無所属からレバノン・カタールイブ党に移籍 (復党)

